

政策資料

No.311 《復刊206号》
1992年8月1日

巻頭言 早川 勝 1

〈特 集〉

I P K O 法案関係

- P K O 法案等の扱いと院の運営に関する申し入れ 2
- P K O 法案等の強行「採決」に抗議する（談話） 3
- 談話（参・可決） 4
- 声明（衆・議員辞職願） 5
- 声明（衆・強行可決） 6
- P K O 法案Q & A他 7

II 都市計画法関係

- まちづくりを自治体と住民の手に他 23

〈資 料〉

[シャドーキャビネット関係](6/6 ~7/2)

- ・人権フォーラム 54
- ・地方分権特例制度等検討小委員会報告について 57

- ・「新しい食料・農業・農村政策の方向」
(新政策)に対する談話 58
- ・1993年度予算の概算要求についての
提言 59
- ・1993年度地方財政対策等に関する要請 61
- 〔その他〕
・各種給付に係る児童の年齢要件に関する
法律案要綱 62
- ・地球サミット開幕に当たって（談話） 63
- ・製造物責任法案の提出について・法案
要綱 63
- ・1992年生産生産者米価等に関する申
入れ 67
- ・第123通常国会閉会に当たって（談話） 68
- ・1993年度予算概算要求基準について
(談話) 69
- ・「生活大国5ヵ年計画」について(談話) 70
- ・頭首会談における宮沢総理への提案と
要請 70
- ・活力ある中小企業の発展をめざして
委員長（於・鳥取） 73
- ・国連改革と日本の貢献 委員長
(於・鳥取) 74

参議院選挙にあたっては、党の政策発表の責任者として従来の政策を整理しつつ、一歩でも前進しようと大胆な提案をした分野もありましたが、国会改革に関連して私見をこの際述べてみます。

□立法府の地位の向上

国会の一五〇日間の会期中の法

がうみ出した野党提出法案の審議、可決は立法府の本来のあり方、行政優位の政治の改革に向けて画期的な変化でした。衆議院でも先の国会では、わが党提出の独占禁止法の改正案について本会議等で提案者が質問にこたえましたが、これこそ野党の政策競争の具体的

たいのです。一つは、与党議員も質問することです。審議時間を節約するために与党議員はほとんどの法案審議に参加せず、採決要員に座っているだけですが、言論の府の一員としては悲しむべきことです。いま一つは、政務次官に副大臣として大臣欠席の際に

たいのです。一つは、与党議員も質問することです。審議時間を調査のあり方です。宮沢総理が地球環境サミットを欠席して、PKO法案の成立を優先させたようにわが国の政治は内向きです。世界から、この際、外務大臣は国会開会中でも大いに外国を訪ねればよいし、必要となれば立法府が調査に出るのも当然で、世界を見つめた国会審議に脱皮の時なのです。

国会改革への私見

早川勝

政策審議会会長



卷頭言

案（予算案を含めて）の審議は大部分が政府提出の法案です。現実

に国会に提案されるのは政府のものが多く、議員提出のものが少ない仕方のないことですが、それでもあるがために議員提出の法案を優先的に審議するようにならなければならぬのです。その点で参

議院の三年前からの“逆転状況”でいます。改善点を二つ指摘し

対応ですし、言論と少数派意見尊重の民主主義政治の姿なのです。

与党が政府案優先を主張すればそれだけ立法府の地位を低下させる

こと、官僚政治を助長させることを反省しなければならないのです。

□議員の地位の向上

いまの国会は委員会中心になら

ていますが、改善点を二つ指摘し

（衆議院議員・はやかわまさる）

「代理権」を認めることです。この二点は、与党議員の地位の向上のため。野党議員のためには、一つは質問は大臣・副大臣中心にし、政府委員答弁は補足説明のみとすること、一つは政策秘書の確保と立法調査費の大幅増額

により法案作成に全力投球すること。

□審議水準の向上

改革の三項目は外国交流、訪問、調査のあり方です。宮沢総理が地球環境サミットを欠席して、PKO法案の成立を優先させたようにわが国の政治は内向きです。世界から、この際、外務大臣は国会開会中でも大いに外国を訪ねればよいし、必要となれば立法府が調査に出るのも当然で、世界を見つめた国会審議に脱皮の時なのです。

ところで、わが党の国会議員が外国に出かける際には国際局に届けることになっています。九一年八月一日から九二年七月三一日までの一年間に延べ一九一人が公的私的目的で出ています。そのうちアメリカを訪問したのは延べ一人（実数一二人）でした。いまの世界がそして今後長期にわたって歴史の軸になっていく「大国」との交流を深めることも政権を担う政党の資格要件と考えなければならぬでしょう。

特集

I P K O 法 案 関 係

一九九二・六・五

も議長におかれでは、本院の信頼回復のため、前記の努力を尽くしていただきたい。

以上

P K O 法案等の扱いと 院の運営に関する申し入れ

日本社会党・護憲共同
参議院議員会長 対 馬 孝 且

一、本日午前三時二十分頃、本院の国際平和協力等に関する特別委員会は、わが党の審議時間を残したまま、審議打ち切りの動議が突然出され、混乱のうちに散会した。このような行為は審議権の否定であり、断じて認めることができない。議長は本会議開会に同意することなく、委員会における審議の再開を促していただきたい。

一、国連P K O の問題は、国際の平和と協力に関するものでありますから、政府提出法案は武装自衛隊の海外派遣を中心としたもので、憲法上の疑義、本院決議の違反、国連の諸原則との矛盾、国民とアジア諸国民の危惧と反発など、重大な問題を多くはらんでいる。このような法案が、衆院にひきつづき本院でも混乱のなかで成立をはかられることは、求められている国際協力の趣旨にももどり、かえってわが国に対する国際社会の信頼と、国会に対する国民の信頼を失墜させるものである。この点から



PKO法案等の強行「採決」に抗議する

(談話)

日本社会党・護憲共同
参議院国対委員長 浜 本 万 三

一、参議院国際平和協力等に関する特別委員会は、本日午前三時すぎ、わが党の審議時間が残した中で質疑打ち切りの動議が突然出され、混乱のうちに散会した。これは先の国会で、衆議院において行った強行採決につづく暴挙であり、国会の審議権の否定がくり返されたことは重大である。我々は満身の怒りを込めて厳重に抗議し、審議をあらためて続行するよう要求する。

一、政府提案のPKO法案は、国連PKOなどに武装した自衛隊を派遣し、国際緊急援助活動にも自衛隊の部隊等を派遣することが中心となっており、日本国憲法に抵触する恐れが強い多くの問題をはらんでいる。自衛隊を海外に出さないとした参議院決議にも違反するものである。また国民世論も、憲法違反であるかどうかについて真二つにわかれ、アジア諸国からは危惧と反発の声

があがっている。したがって、自衛隊を海外に派遣するという重大な内容を持つこのような法案は、徹底的に審議を尽くし、あらゆる重要な問題が解明されるまで採決などを急ぐべきでないことは、国会とすべての政党の最低の義務である。参議院の特別委員会の審議においても、わが党は、十分な質問時間を与えられることなく、いまだ一回も質問の機会がなかつた委員も残っている状態である。これらすべてのこととに鑑み、本日の暴挙はこの最低の義務さえ放棄したものである。

一、わが党は、これまでの審議の中で、憲法上の疑惑、参院決議との衝突、国連PKOの原則と法案の矛盾、武力行使や指揮権の問題など、法案の重大な問題点を指摘してきた。この中で政府は、問題を解説するどころか、答弁に窮し、あるいは言葉のごま

かしで逃げるなどに終始し、まさに「ガラス細工」といわれる実態をさらけだしてきた。この結果、政府法案に反対する国民の声と運動も日増しに高まり、国民世論も時間をかけた審議の徹底を求める方向に大きく動いてきた。自公民三党の修正案も、これらの問題点を解決するものではなく、逆に国会の権能の侵害や不明確な用語など重大な問題点を追加したにすぎない。わが党は審議の中でこれらを次々に明らかにしてきた。本日の突然の審議打ち切りの強行は、このような状況に対する政府・自民党などの焦りと危機感によるものであり、憲法と国民に対する誠意ある態度の放棄であつて断じて許すことができない。

一、わが党は、憲法と国連をはじめとする国際社会の要請に従つて、これらと調和するわが国独自の国際協力のあり方を、「非軍事・民生・文民」の原則による常設組織の創設として示し、それを法案として提出して審議に供してきた。またPKO法案が通らなければカンボジアの和平と復興に対する人的協力はできない、しないとする政府の態度を強く批判し、独自のカンボジア国民の自立支援策を発表してきた。日本は軍隊によらずとも人的な国際協力をすることができる分野はきわめて多く、国民や国際社会もそれを求めている。わが党は今後も

この立場から、自衛隊によらない、また武装要員によらない国際協力のあり方を実現するために全力を尽くすものである。

以上

一九九二・六・九

談話

日本社会党書記長

山花貞夫

一、本日、自民、公明、民社の三党は、自衛

隊の「海外派兵」をもり込んだ国連平和維持活動（PKO）協力法案を参議院本会議

で可決した。これほど重大な法案を、国民の合意を欠き、野党第一党のわが党をはじめ連合参議院などの強い反対にもかかわらず、三党のみで可決したことは、まことに遺憾であり、国民とともに厳しく抗議する。

自衛隊の海外派兵は、参議院本会議の決議にそむき、国際紛争を武力で解決しないという憲法第九条に基く平和日本の国是の根本的な転換であり、この法案は、憲法の改悪にひとしいものといわざるをえない。それゆえ、アジア周辺諸国からも大きな懸

念が表明されてきたところである。

一、この法案は参議院で、自・公・民三党で修正されたが、自衛隊の海外派兵という本質は、変わっていない。しかも、平和維持軍（PKF）に参加する自衛隊の指揮権や武器使用の範囲、任務などについて三党の見解と政府の見解との矛盾は随所に露呈され、国民の疑念は深まっている。さらに、再修正案にもられた「国際連合平和維持軍」の定義も不明確であり、国会承認の項

にいたっては、国権の最高機関である国会の権能を侵害する違憲の疑いのある法案である。このように自・公・民三党が強行したこの法案は、わが党をはじめとする参議

院の審議を通じて、もはや法律のかたちをなしていないことも明らかになった。
一、自・公・民三党は、これ以上法案の矛盾と疑惑が拡大していくことを恐れ、わが党の質問に答えることができないまま、数の力の論理に基き質議を打ち切った。その上、混乱のなかで特別委員会の「採決なき採決」を強行し、直ちに参議院本会議での可決をもとめるという暴挙におよんだ。これは、「言論の府」としてあるまじきものである。

これにたいし、わが党は、連合参議院などの協力をもとめ、参議院本会議では、議員運営委員長、官沢首相、PKO特別委員長の解任・問責決議を提出し、採決にあたっては歴史に残る長時間にわたる整然とした「牛歩」投票行動を選択した。これは、徹底審議の要求をしりぞけるなど議会制民主主義のルールを破壊してまで参議院での法案の早期可決、衆院回付をゴリ押ししようとした自・公・民三党に対抗した比較少數政党の当然の選択として国民の理解を求めてきたところである。

一、戦後四十年、どの国よりも「平和の配当」をうけ、そのもとで世界にまれにみる経済・技術力をもつに至った平和国家日本が、いま国際社会に積極的な貢献と協力を行うことは当然である。この立場から、わ

が党は、平和憲法の理念に立った「非軍事・民生・文民」の分野での国際貢献・協力を基本とする「国際平和協力法案」を対案として国会に提出するとともに、カンボジアへの緊急援助・支援策を発表してきた。

これは、平和国家日本にふさわしい最大限の協力をめざしたものであり、自衛隊さえ海外に出したらよいとする政府・三党法案

よりも国民の賛同と周辺諸国の理解をえられると信じる。

わが党は衆議院でも、進民連等との協調行動で徹底審議を求め、この法案の矛盾欠陥を国民の前に明らかにし、参議院のたたかいを継承・発展させ、廃案に追い込む決意である。

声明

一九九二・六・一四

日本社会党

一、本日、日本社会党・護憲共同所属の全衆議院議員一三七名は、桜内衆議院議長に対し、衆議院議員の職を辞する「議員辞職運動協力法案（以下、PKO法案）が日本憲法にかかわり、戦後の平和国家日本の国是を転換する重大な内容を持ち、しかも、国論を二分している現状に鑑み、解散総選挙によつて主権者たる国民の信を問わなければならぬと判断したからである。さら

に、自衛隊の海外派遣に反対する圧倒的な国民の世論を無視した、自公民三党による独善的な同法案の採決強行が、わが国の議会政治を死滅させかねない危機をはらんでいるからである。

国民の信託を受けた国会議員の身分は、

限りなく重い。このことを深く自覚し、その上でわが党は、国民の意思を反映した議会制民主主義の再生と発展を図るために、あえて議員の総辞職を決意したものである。

宮沢内閣は、国論を一致させ、国内外から歓迎される国際貢献策を確立するための努力を放棄し、同法案を対決法案にして上げてきた。この事態を招いた根源は、自公民三党が、自衛隊を組織として海外に出動させる方針に固執したことにある。憲法の一線を越え、平和国家日本の国是を大転換することに対し、国民の合意はいまだ形成されていない。わが党はこのことを、重視する。

一、わが党は、自衛隊の海外派遣に不安を持ち、PKO法案に反対の意思表明を続ける圧倒的な国民世論と、アジア諸国の危惧を背景に、議会制民主主義のもとに、あらゆ

る合法的な手段と方法を駆使して、自公民の「力の論理」と対決してきた。その上にたって、議員総辞職願いを提出したのである。この主張と行動は、必ずや国民の皆さんに理解していただけるものと信じる。

ここにわが党は、議会制民主主義の再生

とPKO法案の是非を問う解散・総選挙を求める、国民の審判を仰ぐ。

右、声明する。

一九九二年六月一四日

声 明

日本社会党

一、本日、自公民三党は、PKO協力法案を衆議院本会議で強行可決した。この法案は、日本国憲法にかかる平和国家日本の国是の重大な転換を伴うものである。したがつて総選挙で国民に信を問うのは当然であり、憲政の常道である。わが党は、自衛隊の海外派遣を国会のルールを無視してまで強行せんとしていることに対し、最後の抗議と抵抗手段として衆議院を解散し、直接国民の信を問うよう求め、議員辞職願を提出したものである。

したがって、PKO法案が本会議の議題

公民三党は、一四一名の議員の辞職願提出という重大事態においても覚醒することなく、辞職願の議長預かりという議会制民主政治を土足で踏みにじる行為に至った。わが党は本会議に出席し、あくまで法案成立阻止の姿勢を貫き、議員辞職に至らざるを得ない法案の違憲性と異常な国会運営の不当性を国民に訴える決意であったが、この間、わが党の党首会談申入れも拒否し、また重ねて議長による高いレベルの首脳会談が斡旋されたにもかかわらず、これも拒否して強引に本会議が開かれた。われわれの議員の生命を賭した民主主義擁護の抵抗手段すら一顧だにしない自公民三党の傲慢なる姿勢を見る時、もはや議会政治の破壊に他ならぬ法案採決のための本会議開催に加担することはできず、このうえは国民の審判を仰ぐ以外ないと決断し、本会議参加を取りやめた。

法案の強行可決によって、わが国の政治は大きな混乱状態に陥り、議会制民主主義はかつてない重大な危機に直面している。宮沢内閣と自公民三党のこの暴挙に対して、わが党は国民とともに強く抗議する。

一、日本国民は戦後、十五年戦争で犯した侵略戦争の過ちを反省し、その上に立って現在の平和憲法を制定した。爾来およそ半世紀を、武力を否定した平和憲法と共に歩み、

平和国家として自衛隊の海外派兵を禁止してきた。しかるにPKO協力法案は、この平和国家日本の国是を根本的に転換するものであり、憲法改悪に等しい意味を持つものである。それゆえ國論は二分され、衆参両院の審議を通じて法案反対の世論は急速な高まりを見せているのである。

わが党は、日本の行う国際貢献が、「軍事大国」の道につながるものであつてはならないと考へる。日本に求められている貢献とは、平和憲法の下で大きく成長した経済力や技術力をアジアと世界に役立てるることである。また平和国家日本が、国際平和に積極的な貢献と協力をを行うことは当然であり、わが党はこの立場から、「非軍事・文民・民生」の「自衛隊とは別組織」による「国際平和協力法案」を提案してきたものである。しかし、審議が極めて不充分な状態で、法案のもつ矛盾と欠陥も解明・是正されないまま、しかも数の暴力による異常な国会運営で法案が強行されたことは極めて遺憾としかいよいのがない。

一、わが党は、自公民三党によるこの憲法の破壊と議会制民主主義の危機に際し、議員総辞職の手段をとり民意に訴えて国会解散・総選挙の実現を図る決意である。これは民主政治再生のための最後の選択である。したがって、本日をもって正常な国会機能

は喪失したとの立場にたって、党のもてる力の全てをあげて宮沢内閣の打倒と国会解散を求める運動を全国的に展開し、衆議院

を解散に追い込む決意である。

平和憲法の擁護を切望する圧倒的な国民の支持と協力を心より訴える。

一九九二・六・一九

PKO法案を廃案にし非軍事、民生、文民の国際協力を実現する闘い

日本社会党政策審議会

一、憲法蹂躪の政府、自公民

自公民三党は六月十五日、わが国が国はの一つとして禁止してきた自衛隊の海外派兵に道を開き、海外での武力行使を容認するいわゆる「PKO法案等」を可決成立させた。戦後四十七年間続いた平和憲法の歴史および自衛隊発足当時、参議院で採択された「自衛隊の海外出動をなさざることに関する決議」を蹂躪する行為である。

日本社会党は、政府原案及び自公民三党の再修正案の廃案に全力をあげて闘った。同時に「非軍事、民生、文民」を原則とし、常設組織を創設する「国際平和協力業務及

議を尽くす機会を自公民三党が奪った事実は、日本の戦後議会史に大きな汚点を残した。

二、武力の行使排除できず

PKO協力法は、国連協力あるいは国際貢献という美名を使った自衛隊海外派遣法である。これまでの海外での訓練、在外公館勤務や南極観測協力などへの自衛隊員派遣と異なり、実戦で武力行使となる武器使用があり得ることを前提として、武装自衛隊の海外派遣を行つものであり、戦後約半世紀続いた憲法の枠組みを逸脱し、また日本本の進路を大きく変える転換点とするものである。

三、国連PKOの原則を無視

政府はPKF五原則（停戦の合意、紛争当事者のPKO受入れの同意、紛争当事者に対し中立、これらの前提が崩れた場合の中止・撤収、武器使用での限定）を設け、憲法が禁止する武力の行使に当たらないよう配慮したと答弁している。このなかで「中断」は、国連の指揮権を否定、排除して行われる。これは、PKOは国連の活動であり、国連の指揮権のもとで実施されるとする国連PKOの基本原則を無視するものである。

同法は、自衛隊法で定めた自国防衛という自衛隊の本来の任務についての制約さえ超えるものであり、海外での武器使用が武力行使にならないというごまかしの説明で憲法の制約をぐぐり抜けようとした結果、文字通り「ガラス細工」となり、現場では運用できない欠陥法となってしまった。PKO協力法は武器使用を隊員個人の自己防衛に限定しているが、その場合、指揮官は自衛隊員に命令を下せない。組織的武器使用は武力の行使になるからだ。国連の「標準運用規定」（SOP）は、武器の使用に関連し、「武力の行使」（ユース・オブ・

フォース）としてのみ規定し、自己防衛のほか、任務の遂行を妨害された場合も、武力の行使を認めている。政府は、自己の生命が危うくなれば、任務遂行の場合にも、武器の使用が可能となると答えるなど、法案の規定からさえ逸脱した答弁をしているが、これによって、PKO協力法にもとづき派遣された自衛隊部隊が武力行使をする可能性はますます大きくなつた。しかも、携行する武器は拳銃、小銃、機関銃、武器装備の装甲車としており、自己防衛のための個々人の判断や一人では使えない武器を含んでいる。

政府の統一見解は、国連の指揮権が懲戒権を伴わず、国内法でいう指揮権に当たらないとしているが、国連の全面的な指揮権を否定するためのコジツケにすぎない。国内外を問わず、他の組織に派遣された公務員は派遣先の指揮下に入り、懲戒権は元の組織に残るという常識を否定するものである。このように、政府のPKO法案が国連PKOの原則からかけ離れている事実を露呈した。他方、外務省国連局長は、政府のPKO法案について、国連担当者の了解を得ているかのような答弁を繰り返したが、「中断」での国連指揮権の否定や指揮と異なる意味を持つ「指図」などについて国連に説明していない。

国連の指揮権を排除したうえで自衛隊の獨自行動を可能にすることは、国際常識を

自公民三党による再修正は「憲法の平和原則を堅持し」、「自衛隊とは別個にPKOに協力する組織をつくる」という「国連平和協力法案」廃案当時の三党合意を自らくつがえすものである。同修正案は一定の期間平和維持隊にかかる自衛隊の業務を凍結するとしている。平和維持軍（隊）については、政府でさえ、「停戦監視團的なものに対してはわが国は参加できる場合が多いと思いますし、平和維持軍（PKF）的なものに対する参加が困難な場合にはなかろうか」（衆議院国際平和協力特別委で九〇年十一月六日、工藤内閣法制局長官の答弁）として、PKFへの参加が憲法に抵触する恐れがあると認めてきたのであり、憲法に反するおそれがあるものを、「当分、凍結」という態度は、小手先のごまかし以外のなものではない。

三党修正案は、その内容に次のような重大な欠陥がある。

1. PKFを凍結しても、他の分野に武装自衛隊を派遣することに変わりはない。また地雷処理などのPKF業務も、他の分野の業務に付随する業務という理由で国会承認抜きで、凍結もなく実施されることになつてゐる。輸送、通信などの後方業務とPKF本体の業務の区別もあいまいであり、し

たがつて凍結の範囲もあいまいなものとなつてゐる。

2. 平和維持軍は慣用語として使われているが、国連での明確な定義はなく、使う人によつて内容、意味が異なるというのが国連局長の答弁である。したがつて、この用語を法律に入れる場合は、平和維持軍（隊）をどのような意味で用いるのか定義づけが必要であるが、これが三党修正案で抜け落ちている。

3. PKF参加の「五原則」もまた、政府原案に定義づけがなく、三党修正案でも定義づけしないまま、「五つの原則」に続き括弧内に関連の条項を列記し、その「規定の趣旨をいう」という、ずさんな表現ですませてている。

4. 三党修正案は、PKFへの派遣にあたつての国会承認について、国会は「七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならぬ」としている。行政府の要求が国権の最高機関である国会の審議権を拘束する憲法上の規定ではなく、したがつて立法例もない。自衛隊法の防衛出動、治安出動さえも、内閣は国会の承認を得なければならぬとしているだけであり、国会に承認の努力を義務づけたり、国会に対し承認までの期限を切つてはいけない。軍事にかかる問題で立法府の権限を拘束する立法は歴史

がその危険性を示している。防衛庁内部で検討されていた「三矢作戦」が、二週間で多くの立法処理を予定していたことを想起すべきである。

五、われわれの今後の闘い

このように三党修正は、「ガラス細工」の政府原案に輪をかけて、矛盾と欠陥を重ね、違憲性の疑いを強めたものであり、自公民三党が可決したPKO協力法は、立法史上に大汚点を残すつぎはぎだらけの欠陥法である。それにもかかわらず修正案は、参議院で二日、衆議院では本会議の質疑を意図的に飛び越し、委員会でわずか二日間しか審議されず、いずれも質問を残したまま一方的に審議を打ち切り、強行に採決した。

参議院と衆議院で貫徹した十日間の「牛歩」（参議院では連合参議院、共産党、参議院クラブが同調）と最終局面での衆議院議員全員の辞職願いの提出（社民連が同調）は、憲法の危機、国会審議否定へわが党の最大限の抵抗・抗議であり、解散・総選挙を要求する意思表示だった。この行動は内外に大きな衝撃を与えた、PKO法案の危険性をあぶりだし、「国民に信を問え」との世論を高める役割を果たした。

PKO法案に対するアジア諸国の批判や

抗議行動も指摘しなければならない。その背景には、(1)宮沢首相を含む歴代首相が先の戦争を侵略戦争として反省をせず、(2)米ソ冷戦の終結という国際情勢の変化にもかかわらず軍拡を続け、(3)同時に自衛隊の海外派兵に道を開くことで、日本の発言力を強化しようとするPKO協力法自体の政策的意図への憂慮の念がある。

社会党は、自公民三党によるPKO協力法の強行を憂慮し、あるいは非難・糾弾している内外の世論に応え、自衛隊の海外出動に反対する闘いをさらに発展させる。この運動のなかから、参議院選挙での勝利を勝ち取り、カンボジアへの派兵阻止、PKO協力法廃止への展望を切り拓く。また社会党が提起し、国民の理解と支持が広がっている平和憲法に沿った「非軍事、民生、文民」の原則による国際協力を具体的に実現していくため、今後さらに努力を重ねていく。

国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案（略称「国際平和協力法案」）の概要について

日本社会党は四月二三日、政府・自民党が

強引に成立を図る、自衛隊派遣を中心とした「国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律案」—いわゆるPKO法案」と「国際緊急援助隊の派遣に関する法律案」と「国際緊急援助業務の実施等に関する法律案（略称：国際平和協力法案）」を参議院に提出した。その内容は、党はこれまで「冷戦が終結し、世界が軍縮と国際協調を基調とする時代となつたその中で、ひとりわが国の将来だけでなく、世界の平和と安定のために、今日地球的規模で深刻となつてゐる飢餓や貧困の克服、人権の保障そして地球環境の保全など人類共通の課題にたいし、わが国は憲法の平和主義、国際協調主義の理念にのつとり積極的に取り組むことが極めて重要であり、かつ、時代の要請に応えるものである」と強く主張してきた立場からのより具体的な提案であり、以下を柱とするものである。

- 1、国際協力について政府が責任持つて行うため専門的な実施体制を整備する。
- 2、そのため総理府に国際協力本部（本部長は総理大臣）を置き、そのもとに常設の国際協力隊を設置する。
- 3、国際協力隊は国連等の要請にもどづき国連の平和維持活動（軍事部門に係る活動を除く）および人道的救援活動を国際平和協

力業務として行うとともに、海外における大規模災害等の緊急援助業務を行う。なお、国際協力隊は必要があれば国内の災害救助活動も行えることとする。

4、総理大臣は国際平和協力業務を実施することが適当と認める場合、国連の平和維持活動については紛争当事者及び当該活動が行われる国の同意、人道的救援活動については当該国の同意があるときはその実施と実施計画について閣議の決定を求めなければならない。

- 5、国際協力隊はおよそ二〇〇〇人規模とするが、隊員は自衛官及び予備自衛官の身分を有するものであつてはならない。
- 6、国際協力隊が効果的な活動を行えるよう船舶（病院船等）や航空機（輸送機、ヘリコプター等）、自動車、建設機械等を必要な装備を保持することとする。
- 7、国際協力隊が国連等の国際機関からの要請に応じて、迅速、かつ、的確に対応できるよう必要な教育訓練を行う訓練センター及び必要な資材等を予め用意しておこなつて備蓄センターを設置する。
- 8、国際平和協力業務の実施については紛争地における活動であることから、国会承認を必要とするが、国際緊急援助業務はその必要はないこととする。
- 9、本部長は、国際平和協力業務、国際緊急

援助業務の実施のための必要があれば関係行政機関の長に、国際協力隊に職員の派遣を、物資の協力及び援助については、その所管に属する物品の管理換えを要請することができる。この場合の派遣される職員は従前の官職を保有したまま国際協力隊の隊員となることとする。

10、国際協力隊は国連の平和維持活動として実施される国際平和協力業務については、国連事務総長の指揮に従う。

11、国際平和協力業務または国際緊急援助業務に従事する隊員にはその業務が行われる

派遣先国の勤務環境及び業務の特性にかんがみ国際協力手当を支給する。

12、地方公共団体及び民間の協力者から任期制の国際協力隊員を採用することとする。

13、民間（NGO）との協力を積極的に推進するため必要な財政措置を講ずる。

以上であるが、これらを総じていえば、国際協力について政府・自民党が自衛隊の積極活用に固執していることにたいし、社会党は、自衛隊の存在についての憲法論議はさておいても、過去の忌まわしいアジア諸国に対する侵略戦争の体験からも自衛隊を海外に派遣することは絶対に行うべきではなく、それよりも医療や建設、運輸、通信等、とりわけ各國や地域が必要としている民生安定のため人や物そして資金等を積極的に提供すること

と、そしてとくにこの際、わが国として常設の文民の技術者集団等で構成する国際協力隊

を自衛隊とは別個に創設し、そこで必要な訓練をし、国連を中心とした国際機関や各国の要請に積極的に応えるということである。

そしてこのことは、今日が軍縮の時代であることを考えるなら、わが国は率先して自衛隊を縮小し、そこで余った人員・施設や装備などを新しく創設される国際協力隊に積極的に移管するなど、軍縮と国際貢献を結びつけることが国の施策としても現実的であると言える。

さらに国民全体の合意形成の観点からしても、この提案は、一昨年の政府の「国連協力法案」が同じように自衛隊派遣法案であったがために国民から総反撃を受け、結果として廃案になつた際に、自民党と公明、民社の三党で交わされた合意覚書である「憲法の平和主義を堅持し、自衛隊とは別個の国連の平和維持活動に協力する組織を作り、この組織は国際緊急援助活動を行なう」との内容とも一致しており、大多数の国民に受け入れられるものであり、近隣諸国にも歓迎されるものと判断できるものである。

（資料一） 国際平和協力に関する 自公民三党の合意覚書 (一九九〇・一一・八)

一、憲法の平和原則を堅持し、国連中心主義を貫くものとする。
一、今国会の審議の過程で各党が一致したこととはわが国の国連に対する協力が資金や物質だけではなく人的な協力も必要であるということである。

一、そのため、自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織をつくることとする。

一、この組織は、国連の平和維持活動に対する協力及び国連決議に関連して人道的な援助活動に従事することができるものとする。

一、この合意した原則にもとづき立法作業に着手し早急に成案を得るよう努力すること。

（資料二）

自民党・公明党・民社党による PKO法案再修正の合意事項

（一九九二・五・二九）

一、日本の国際貢献を前進させるため、PKO法案を今国会で必ず成立させることで意見が一致した。

否について、国会の事前承認を求める。国

会閉会中又は衆議院が解散されている場合

には遅滞なく事後の承認を求める。国会は

遅滞なく議決する。これらを法律に明記す

ることで意見が一致した。

三、PKF本体については、当分これを法律

で凍結し、その解除は別に法律で行うこと

及びその発議はこの法案に賛成した各党の

合意を踏えて行うことで意見が一致した。

四、PKOの指揮権については、PKO派遣

中の指揮権は国連の文書規定を尊重し、国

連の「コマンド」の下にあることで意見が

一致した。（政府統一見解の枠内）

五、右記二、及び三、の対象となる業務は、

PKFの本体の業務である。

よって、PKFの本体の業務と複合した

時にしか実施できないような後方支援の業

務は、事実上本体の業務と同じ扱いになる、

という点で意見の一一致をみた。

六、三年後に法律の実施のあり方につき見直

すことについて、意見の一一致をみた。この

ため二年後に協議機関を設置することにつ

いても意見の一一致をみた。

第一部 司令官

第二節 指揮、統制

4、全てのPKOの統制権は、安全保謢理事

会の権限の下で事務総長に帰属する。

5、現場の作戦指揮は、（複数の紛争）当事

者との協議の後、国連安保理の承認を得、

事務総長により指名された軍司令官と軍事

(資料 三)

国連文書（部分訳）

「PKOのための標準運用手続 きガイドライン」

監視団司令官が遂行する。
6、全てのPKOにおける軍事要員の指揮権
は、軍司令官または軍事監視団司令官に帰
属する。

第一部 序論

第五節 平和維持活動の特質

5のd項

作戦は、その全ての分野について安保理

に責任をもつ事務総長の権限の下におかれ

る。加盟国政府によって派遣される軍事要

員は、作戦上の案件につき、事務総長の権

限の下におかれ、給与及び規律に関する事

項について各國の権限下にとどまる。平和

維持活動に従事する軍事要員は、作戦に関

する事項に関しては自国政府当局からの命

令を受け入れず、事務総長から命令を受け

る国連の軍司令官からのみ命令をうけると

いうことが、平和維持活動の基本原則であ

る。この指揮系統が尊重されないならば、

重大な作戦上および政治上の困難を引き起

こしかねない。

第四節 「武力の行使」（原文＝ USS UN FORCE）

18、平和維持は、軍事力の行使を伴わないこ

とを旨とする。それは、国連憲章第七章に

いう「平和の強制」とは、まったく異なる。

国連PKOは、非武装の監視団、防衛のた

めに武装した部隊、あるいは、それらの混

成部隊により遂行する。

19、国連PKO部隊に武装部隊が含まれる場

合、武力の行使は実施要領をカバーしなけ

ればならない。この件では、次の点が提示

できる。

a、武力の定義

b、武力行使の時期

c、武力行使の原則

d、武力行使の方法

e、武力行使のための権限

f、武力行使後の行動

行使である。

21、国連レバノン暫定軍〔UNFIL〕の設置に関する事務総長報告は、PKOによる武力の行使に関し、基本的な原則をまとめた。つまり、「防衛的性格をもつ武器を備えた武力であり、また、防衛以外には武力を行使できない」という原則である。自衛は安全保障理事会が決めた任務の遂行を、強制的な手段で阻害する試みに対する抵抗を含む。

22、武力は直接的攻撃に対する防衛の場合のみ行使でき、生命への脅威、国連要員、または国連（要員）全般の安全が脅威を受けている時にだけ、行使できる。（紛争当事者の）一方が、他方に対する射撃拠点として使う目的で、国連の陣地や周辺地域への強制的な侵入を試みた場合、また国連軍の強制的な武装解除の試みに対する抵抗も、自衛の範囲に入る。

23、武力適用の原則

- a、最小限度の武力による目的達成
- b、武力（行使）の前に、可能な交渉または説得による（脅威）の阻止。
- c、情勢の推移により、発砲以外に効果のある選択肢がない場合、発砲の前に警告が必要。警告は、口頭、（紛争）当事者に警告だと分かるような閃光弾（せんこうだん）による射撃、空に向けた感嘆射撃、短い（単発の）射撃などがある。

d、実効的発砲は、以上の手順が尽きた後に実行。しかし、国連要員の命に対する窮屈の脅威があり、または、すでに国連要員に死傷者が出ていている場合は、遅滞なく実効的射撃を開始する。

e、実効的射撃を拡大（継続）してはならない。

f、目的が達成されれば、射撃を制御し、一度中止する。

g、（発砲）事件に関与した国連（現場）司令官は、発砲回数などを含む包括的な報告書を速やかに送達しなければならない。

24、現地司令官は支援用の一〇〇ミリ迫撃砲（などの）重火器の使用を保留する権限をもつ。重火器の使用は、要請にもとづき、抑止だけの目的に使う。しかし、最終的な状況判断をし、適切な行動を指示するのは、現場監督官である。

（資料 四）

訓練マニュアル

（派遣国・地域訓練計画用指針）

第2部 国連平和維持活動の背景
第2節 平和維持、憲章、経験に基づく改革、PKOの編成

第8項 平和維持活動の発展につれ、一定の原則がすべての平和維持活動に共通の内容となつた。

原則がすべての平和維持活動に共通の内容となつた。

第8項 a. PKO活動は、その活動のすべての側面について、安保理にたいして責任を有する事務総長の指揮に従う。加盟国政府より提供された軍事要員は、作戦事項につき事務総長の指揮のもとに置かれる。ただし給与と規律に関する事項については、派遣国の指揮のもとにとどまる。平和維持活動の事項については、派遣国当局からではなく、事務総長からの命令を受ける国連司令官の命令を受諾するのが平和維持活動の原則である。この指揮系統が尊重されなければ、作戦上および政治上の深刻な困難につながりかねない。

（資料 五） PKO人材派遣国と 国連のモデル協定

指揮権限の所在

国連平和維持活動に携わっている間は、各國が派遣した要員はその国の公務員としての地位を保つが、国連の安全保障理事会の権限の下、国連事務総長の指揮下に入る。事務総長が各国の派遣する要員を含め平和維持活動の展開、組織、指揮等の全権を握る。現場では、この権限は事務総長特別代表や軍事司令官

官によって代行される。国連平和維持活動の行動規律についての責任は事務総長特別代表及び軍事司令官が有するが、各國の派遣する軍事要員の懲戒処分については各國政府の司令官が責任を負う。

一九九一・六・一八

平和維持活動の國際的性格

國際平和維持活動は純粹に國際的なものであり、派遣される要員は國連の利益だけを考えて行動する。國の行政事務に關わる問題を除いて、その行動について國連以外のいかなる權威からも指示を求めてはならないし、派遣国自身もそのような指示を与えては成らない。ただし、派遣国政府は、平和維持活動に携わる要員に関するいかなる問題も事務総長に喚起することができる。

PKO法案と議員 辞職をめぐる――五のQ&A

日本社会党政策審議会

意思を問うことが議会制民主主義の基本であるとの立場に立って、わが國の國際協力の方を最大の争点にした総選挙を行うべきであり、その実現を迫つて全議員が辞職願いを提出したのです。

二五のQ&A

問一 なぜ突然、解散・総選挙を要求して議員辞職願いを出したのか。

○答 政府・自民党が提出したPKO法案は、憲法に反して自衛隊を海外に派遣することを骨格にしていることから、社会党は政府

・自民党に法案の撤回を求め、また撤回しないというなら、まず憲法との整合性を明確にすることを強く主張してきました。また、審議を通じて武力紛争に巻き込まれる危険性などいくつもの重要な問題点や矛盾が明らかになってきました。加えて、度重なる質疑打ち切り、强行採決によって、ものはや、国会審議を通じて国民の合意形成を図ることが不可能になったと判断しました。社会党は、このような経過に立つて国民の

問二 議員を辞職することは、自らの責任を放棄するものではないか。

○答 国権の最高機関、國の唯一の立法機関である国会で、憲法が時の政権に都合のいいように勝手に解釈されたり、PKO法案を成立させるために、議員に与えられた発言権、審議権、調査権などをことごとく奪いあげた上で、强行採決が繰り返されたりとき、これをただ黙つて見過ごすことはできません。こういった異常事態に議員として何ができるか、何をすべきか、を真剣に考えた結果、社会党は国民から負託され



ている責任の重さを感じているからこそ、議員辞職という異例の行動で国会の出席を訴えているわけです。議員辞職がギリギリの選択ではあっても、議員に許された最後の手段であって、決して責任放棄ではありません。

問三 社会党は徹底審議を主張していたにもかかわらず、本会議を欠席したのはなぜか。

○答 社会党は衆議院本会議に出席し、最後まで徹底的に論戦を展開する決意でした。そして、憲法上疑義のあるPKO法案の強行採決に次ぐ強行採決という異常事態の中でも、PKO法案に代わる国民合意の国際協力についての話合いを最大限追求しました。しかし、自民党総裁である宮沢首相は、わが党が申し入れた党首会談を拒否し、また議長から高いレベルの首脳会談の斡旋が行われたにもかかわらず、自公民三党はこれをも拒否しました。

ここに至り社会党は、憲政史上初の議員総辞職願いを提出致しました。しかし、自公民三党は先議案権であるこの議員辞職願いを本会議に提案せず、議長預かりとしたため、もはや本会議に出席する道は絶れました。これは、ぎりぎりの訴えをするこ

とで国民の負託に責任をもつて誠実に応えようとした態度です。国民の理解を得られるものと確信していますから、敗北主義などの批判は的外れです。

問四 「言論の府」なのに、なぜ牛歩戦術をとったのか。

○答 確かに、牛歩戦術は国民の間に賛否があり、やらないですめばそれにこしたことはありません。アメリカの議会では時間に制限なく発言できるフリーバスター制度があります。しかし、それが認められていない日本では「牛歩」は比較少数党に与えられた合法的な手段です。ですから、壳上税、消費税国会の時には、公明、民社の両党も牛歩を行ったのです。宮沢内閣と自公民三党が、憲法上疑義のある自衛隊の海外派遣を目的とする法案について、政府と修正案提出者の自公民三党に明確な答弁を求め、審議をつくして法案の問題点を国民の皆さんの中にしようとしたこと

とに対して、政府・自公民三党は委員会段階でまともに答弁できず、質疑打切り・強行採決を行い、又本会議での発言時間制限を行うなど、言論封殺の挙にまでしました。したがって、社会党はこのことに対する抗議と、法案を廃案にする可能性をあくまでも

問五 政府や自公民は、審議は十分尽くされたといっているが。

○答 審議が十分に行なわれたかどうか判断するとき、二つの事柄が大変重要になります。一つは審議時間ですが、例えば、衆議院段階では会期の異なる国会に変わった上に、三党案は法案の根幹に関わる修正を行ったのですから、改めて新法同様の十分な審議が必要だったはずです。ところが、今国会衆議院ではわずか一三時間、このうち社会党は六時間質問しただけです。PKO特別委員会の社会党委員一三人中、質問できたのは四人だけです。

もう一つは、疑問がきちんと解説されたかどうかです。派遣される自衛隊の具体的な指揮権がどこにあるのか、携帯する武器の使用が武力行使になる危険性、さらに自公民による国会審議を制約する修正など、疑問が深まるばかりです。

これ以上審議されたのでは、ガラス細工と言われるPKO法案が、社会党の追及で瓦解することを恐れるあまり自公民三党は、強行採決してしまったのです。

問六 なぜ地球環境サミットに、宮沢首

追求するために牛歩を行ったのです。

相を行かせなかつたのですか。

○答 行かせなかつたのです。社会党は、

日本こそが地球環境保全に重大な責務を有する立場にあり、したがつて、その間の国

会は休会にして首相は是非出席すべきだ、と主張しました。ところが、自衛隊の海外派遣のためのPKO法案をすべてに優先させた宮沢首相は、サミット出席を放棄して徹夜国会を続行するという愚かな選択を行つたのです。このような宮沢首相の行為は、世界の人々に対し、恥ずべき無責任なものと言わなくてはなりません。

問七 PKO委員会で委員長を取り囲むなど社会党の対応は暴力的ではないか

○答 社会党の委員が委員長席の周りに押しかけたのは、私たちが徹底審議を求めていたにもかかわらず、公正な委員会運営を職務とする委員長が自公民三党の意のままに、一方的に質疑打切り・採決を強行したことに対する抗議であり、審議続行の要請のための行動です。決して暴力は振るつていません。これを“社会党は暴力的だ”などと自公民は批判していますが、それは、言論を封殺し、民主主義に反する“数の暴力”

に頼つた人たちが、その責任を社会党に押しつけようという、勝手な言い方に過ぎません。

問八 多数決が民主主義のルールではないのか。

○答 最終的に多数決で物事の決着を図る、

というルールは当然のことです。問題は、採決に至る過程のすべての段階で民主主義のルールが保障されているかどうかです。しかも、政府・自民党提案のPKO法案が憲法に反している、あるいは憲法上疑義があることが指摘され、国論を二分して国民合意ができるない状況であればあるほど、何人も国会審議のルールを尊重することが、議会制民主主義にとって不可欠の条件です。

○答 社会党と社民連は、政府のPKO法案の違憲性や自公民三党による法案審議のあり方が議会制民主主義の原則に反するとの立場で議員総辞職願いを議長に提出しています。そして国論を二分するような法案についても、国民の意思を問うことも議会制民主主義の原則の一つであり、そのためには国会の解散を要求しています。

○答 確かに、公職選挙法の規定によれば、衆議院の選挙区で欠員が2名以上になつた場合は補欠選挙を実施することになつています。しかし、今回の議員総辞職願いは民意を問うための解散の実現が目標です。こうした憲政史上政治的意義の重大性にかんがみ、補欠選挙となるような事態は絶対に回避すべきであり、万が一補欠選挙となつても、社会党は立候補致しません。

問九 議員総辞職が受理されて補欠選挙になつたら、どう対応するのか。

国民の信を問うのが議会制民主主義の正しいあり方です。社会党の解散・総選挙要求はその具体化にはかなりません。

問十 衆議院解散・総選挙をどう迫るのか。

○答 社会党と社民連は、宮沢首相がどのよう

に躊躇・逡巡しようとも、あくまでも解散を求める国民運動を強め、そのためにも

参議院選挙で勝利する闘いを全国的に展開していく決意です。

社会党と社民連の衆議院議員一四一名が議員辞職願いを議長に提出したことは、憲政史上はじめての事で、それだけに測り知れない重大な政治的意味合いがあります。

三割近くの議員が欠けた衆議院は、懸案の政治改革や環境問題などの重要な政策決定をする機能も権能も失われることになります。この異常事態を解消し、議会制民主主義を復権するには衆議院を解散して総選挙を実施する以外に選択の道はありません。

問十一 国是の重大な変更で民意を問うには、解散・総選挙ではなく、国民投票制度を導入すべきではないか。

○答 日本では「国会は国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」（憲法

第四一条）と定めていますから、立法を直接の国民投票によることには問題があるとされています。したがって直近の選挙で争点とならなかつた問題で、新たに国論を二分するような重要問題が課題となる場合は、議会制民主主義の原則からして解散・

総選挙で民意を問うことが必要です。

しかし国政選挙は、一般に一つの問題だけを争点として実施するのは困難ですので、今後の課題としては憲法が許す範囲内での国民投票制度の導入を積極的に検討する必要がありましょう。国民投票結果に拘束力を持たせることは現行法のもとでは問題が残されているとしても、当面少なくとも国会の立法活動における重要な参考にすることはできるからです。

問十二 「定数是正」ができないと総選挙はできないと言っていたではないか。

○答 議員定数が違憲状態にある今まで総選挙を実施することは、認められません。社会党は定数の抜本は正を要求してきましたが、政府・自民党はサボリ続けてきました。したがつて、宮沢内閣は速やかに違憲状況を解消する定数是正を行ひ、その上で民意を問うために解散・総選挙を行うべきです。

問十三 P.K.O法案をめぐる野党間の対立で、連合型選挙は困難になつたのではないか。

○答 社会党は三年前に実現した参議院の

野党逆転の政治状況をさらに進展させるために、今回の参議院選挙でも多くの連合型候補を推薦し、野党間の選挙協力をすすめることにしています。確かにP.K.O法案をめぐつて野党間が決定的に対立しましたが、そうした経緯があつても連合型選挙を推進し、社会民主主義勢力の結集をめざす社会の立場に変わりはありません。

改めて指摘するまでもなく参議院選挙における政治的構図は、社会党と自民党的争いが基本です。したがつて、社会党と他の野党との対立が深まることは自民党に「漁夫の利」を与えることになるとの立場で参議院選挙に臨む決意です。

問十四 総選挙を要求して負けたら、P.K.O法をどうするのか。

○答 社会党はどの様な結果であれ、それを厳しく受け止めます。万一厳しい結果となつても、社会党はP.K.O法による自衛隊の海外派遣は違憲であるとの基本的立場を変えるわけではなく、このように拡大する違憲状態にどうしたら歯止めをかけられるのか、将来この違憲状態を解消するためにどのようなステップを踏んでいくべきかなどについて、従来の政策を一層緻密で説得力のあるものに深めるようになります。そして、

NGO（非政府組織）などとも協力し合つて、非軍事・文民・民生の原則に立った国際協力を実際に展開するように努めながら、次の選挙での躍進を期します。

問十五 今後、自衛隊の海外派遣を阻止するというが、どうすればそれが可能か。

○答 まず早期解散・総選挙及び七月の参議院選挙を通じて、自民党的議席が減って社会党が躍進すれば、政府はPKOへの自衛隊派遣は実行しにくい状況になり、非軍事・文民・民生を基本とした協力に重点が置かれるようになります。また、PKO法案に反対した勢力の合計が過半数を占めれば、当然自衛隊の派遣は完全になくなります。

もう一つは、社会党とNGO（市民団体などの非政府組織）が協力し合つて、カンボジアの現地調査をはじめ、文民による非軍事分野での協力プログラムの作成、さらにこれに沿つた民間の多様な活動に対しても支援するなどによって、憲法に基づいた国際協力の必要性と優位性を実証しこの方向に対する世論の理解と支持を求めて、その結果として自衛隊の派遣を抑制・中止させることです。

問十六 社会党は、PKO法案になぜ反対したのか。

○答 社会党は、日本が平和憲法に基づいて、国連の平和維持活動は、もちろん国際協力活動全般に対して、ヒト、カネ、モノの面で最大限の貢献を行うべきであると一貫して主張しています。ところが、政府は、「はじめに自衛隊の派遣ありき」の立場から、自衛隊の海外派遣を押し通そうとしてきました。自衛隊の海外派遣は、平和憲法に反するのももちろん、参議院の「自衛隊の海外出動を為さざることの決議」（一九五四年）や領土・領海・領空に任務を限定した自衛隊法にも違反するものです。そのため、歴代政府も自衛隊の海外派遣を一昨年までは否定してきたのです。また、戦後日本の国是の変更に関する問題として、国民世論の合意、国会会派の大多数の支持、近隣諸国の理解を得られない点からも、政府PKO法案に反対しました。

問十七 自公民三党は社会党の主張を採り入れ修正したとしているが、それでも反対なのか。

○答 一昨年の自公民三党合意では、「憲法の平和原則を堅持し、国連中心主義を貫く」

隊として武器を持っていく基本的な仕組みは何ら変わらず、社会党の主張が採り入れられたわけではありません。しかもそれだけではなく、むしろ「改悪・問題点の拡大」がされているのです。

第一に、修正案では新たに平和維持隊への参加に当たっての国会承認について、「国会は七日以内に、それぞれ議決するよう努めなければならない」との規定を設けていますが、こうした法律は、これまでに立法例もなく、国会の国権の最高機関である権能を行政府が拘束するものです。第二に、国会の事前承認については、対象となるのが平和維持軍のいわゆる本体業務のみで、後方支援や停戦監視団ははずされること。第三に、修正案で用いられている「国際連合平和維持隊」なる用語は政府原案にはなく、またそれに参加するに際しての「基本的な五つの原則」という言葉も明確に定義づけられているわけではありません。このように修正案は欠陥法と言つべきです。

問十八 一昨年の「自公民三党合意」とPKO法案は、どこが違ったのか。

「自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動に協力する組織を作る」ことが定められていました。しかしわらず、政府のPKO法案は、自衛隊を丸ごとPKOに派遣することを規定しています。自公民三党は、この変更を国連の文書を調べPKOの実態を把握した結果、自衛隊以外にPKOに貢献できないと判断したと言っていますが、わが党が明らかにしていているように、自衛隊抜きのPKOへの貢献は十分可能であり、「合意」を変更する理由とはなりません。「合意」は国民への公約であり、このような公約違反は許されはなりません。

問十九 PKOは武力行使を目的としておらず、平和憲法に反しないのではないか。

○答 たしかにPKOは武力行使を目的としてはおりませんが、これまでの歴史の中で武力行使に至った前例もあるのです。たとえばコンゴ派遣軍の場合、空爆をはじめゲリラ側と激しい戦闘が行われ、多数の死傷者を出しました。そもそもPKOは停戦が成立したとはいえ、まだまだ情勢が不安定なところに派遣されるのですから、停戦がこわれ戦闘に巻き込まれる危険性はつねにあるのです。その際、武器が使用される

こともあります。このため、PKOの中のPKF（平和維持軍）のような武力行使のおそれのある活動に自衛隊を参加させた場合は、PKO活動は平和憲法に反するといわざるをえません。また、とくに強調しておかなければならることは、PKO論議が始まつた当初、内閣法制局は「平和維持軍は武力行使を伴うそれがあり、参加は憲法上許されない」との見解をとっており、政府もそのような見解に同意していました。

問二十 PKO法案の審議は不十分だというが、どういう点が問題なのか。

○答 政府のPKO法案、及び自公民三党の修正案は、例えは主なものでも次のような問題点があります。

1 自衛隊の海外派遣と憲法問題 2 指揮権と国連のコマンド（指図）との関係 3 武器使用と武力の行使 4 平和維持隊の定義 5 平和維持隊の五原則の内容 6 平和維持軍の本体業務と後方支援の関係 7 国会承認の対象 8 国会承認における立法権の侵害 9 現地における業務の中止と撤収 10 実施計画、実施要領の作成、変更 11 三年後の見直しの対象 12 平和維持軍の凍結と解除 13 政府の憲法解釈の変更——等々。

問二十一 國際協力をしないと、日本は孤立するのではないか。

○答 今地球上には、飢餓や貧困、難民、環境破壊など、たくさん世界的な課題があり、これらに対して、各國ともどのようにして国際的責務を果たしていくかが問われています。このような課題に関して、最も貢献できる立場におかれているのが日本であり、世界もこれらの分野で日本の貢献を最も求めているのです。この立場から、社会党は国連平和維持活動や国際的人道救済活動に貢献するために、非軍事・文民・民生を原則とする国際協力法案を提案するとともに、ODA（政府開発援助）についても被援助国の自立促進を目的とする国際開發協力法の制定を提唱しています。これら

の法案が制定され、迅速な国際貢献が行われるならば、日本は各国から高い評価を受け、孤立することなどは考えられません。

問二十二 社会党はPKOに賛成だといつても、積極的提案がないのではないか。

○答 社会党は、政府のPKO法案に代わるべき法案を参議院に提出し、この間、政府案と並行して社会党案の審議も行われてきたの

です。社会党案の基本的な考え方は、国連平和維持活動、人道的救済活動、災害救援活動に対し「非軍事・文民・民生の原則に立った国際協力」を行うために常設の国際協力隊を設置するというもので、自衛隊とは別の組織によってさまざまな国際協力活動に対応することをめざしています。社会党は自衛隊の能力や装備の活用を否定しているわけではなく、それらを別組織に移管して非軍事目的に限って活用することを提唱しているわけです。

問二三 PKOは自衛隊でないと、対応できないのではないか。

○答 PKOは軍事要員だけで行われるものではありません。たとえば、選挙監視や警察業務などは文民が行うことになつておらず、カンボジアの場合、PKO要員約四分の一がこうした文民なのです。PKOの中で軍人以外の要員の果たす役割は時代と共にますます拡大しています。社会党はまずこの文民分野で最大限の人員派遣を行つべきだと主張しています。ところが、日本政府は自衛隊の海外派遣を最優先するあまり、いまでできる文民分野の人的貢献をやるうとしていません。この様な態度こそ批判されべきです。そもそもPKOは各國がそ

れぞの特徴に応じてさまざまな貢献を行うことによって成り立つており、日本は平和憲法をもつ国として、非軍事面でその経済力、技術力を活用して貢献することができるし、むしろその分野でのパイオニアとして世界をリードしていくくらいの自負が必要なのです。

問二四 社会党は、自衛隊は憲法違反だからPKO法案に反対したのか。

○答 社会党は自衛隊が違憲の実態にあるという認識だけで、PKO法案に反対したのではありません。自衛隊合憲論の立場に立つ歴代自民党政府も、自衛隊の任務を厳しく国内に限定する政策をとり、憲法と自衛隊法の立場から、自衛隊は海外に派遣できないといつてきました。したがつて、今までPKO法案は、政府自らの政策を否定するものであり、参議院の「自衛隊海外出動を為さざることの決議」をも踏みにじるものです。

問二五 社会党は、カンボジアへの具体的支援策をもっているのか。

○答 社会党は、カンボジアに選挙のために必要なトランジスター・ラジオを送る運動を、

すでに全国的に展開しています。

カンボジア支援について最も大切なことは、平和憲法の枠内で、国民合意に基づいた、カンボジア国民の自立化につながるような人的貢献を行うことです。この観点から社会党は、まず警察官や選挙監視の要員など、文民レベルで最大限の貢献を行うとともに、道路、鉄道、農業、教育、難民帰還、環境保護などの分野で国際機関と協力しながら実施することを提案しています。また、国連カンボジア暫定行政機構(UN TAC)に対する財政支援についても、緊急を要する課題として日本が直ちに協力すべきであるとの立場をとっています。

このように、非軍事面で日本が貢献できる課題は数多くあるにもかかわらず、自衛隊派遣に固執する政府・自民党の姿勢は、カンボジア国民の利益よりも党利党略を優先するものとして、厳しく批判されねばなりません。



PKO法案についての主な審議経過

一九九〇年 八月	イラクによるクエート侵攻・併合。湾岸危機発生。
一〇月一六日	政府、一一九臨時国会に「国際連合平和協力法案」を提出。
一一月 八日	自民・社会・公明・民社三党、「国際連合平和協力法案」の廃案に合意。自民・公明・民社四党、「国際連合平和協力法案」を提出。
九月 九日	自民・社会・公明・民社四党、「国際連合平和協力法案」の廃案に合意。自民・公明・民社三党、「国際平和協力に関する合意覚書」に署名。
九月 九日	政府、内閣外政審議室のもとに「国際平和協力の法体制準備室」を設置。
九月 九日	政府、PKO協力法案についての基本方針を自民党に提出。自民党基本的に了承。
九月 九日	自民・公明・民社三党幹事長・書記長会談、①PKF参加五条件の法制化 ②PKF参加と憲法の関係を説明する政府統一見解を法案提出と同時に公表 ③「平和維持軍」の名称を「平和維持隊」に改める。④平和協力隊の規模、協力隊員の研修を法案に明記で合意。
九月一九日	政府、一二一臨時国会に「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」を提出。
二四日	衆院本会議で「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」の趣旨説明、質疑。衆院国際平和協力特別委の審議開始。
一〇月 三日	衆院国際平和協力特別委、両法案の継続審議を決定。
一一月一八日	一二二臨時国会、衆院国際平和協力特別委「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」の審議再開。
一三日	社会党、衆院に「国際平和協力活動等に関する法律案」および「国際緊急援助活動等に関する法律案」を提出
一七日	衆院本会議、「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」自公両党で可決。
二八日	社会党、参院に「国際平和協力活動等に関する法律案」および「国際緊急援助活動等に関する法律案」を提出
二月 三日	衆院本会議、「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」自公両党で可決。
二二日	社会党、参院に「国際平和協力活動等に関する法律案」および「国際緊急援助活動等に関する法律案」を提出
二二二臨時国会閉幕、「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」参院で継続審議に。	一二三通常国会に、社会党「国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案」を参院に提出
一八日	参院国際平和協力特別委、政府・社会党両案についての並行審議、総括質疑。
一九九一年 四月二三日	一九九一年 四月二三日
一八日	参院国際平和協力特別委、政府・社会党両案についての並行審議、総括質疑。

五月二六日

中央公聴会。

二八日

地方公聴会（大阪、新潟）

六月一日

参院国際平和協力特別委、連合参議院の修正案趣旨説明。

三日

五日

参院国際平和協力特別委、質疑打ち切り、「強行採決」。社会党は採決なしと主張。この時点では法案に対しても質疑を行っていない委員一名（社会党）。その後参院本会議強行、以後「延会手続き」を連発。その間議員運営委員長解任決議案、国際平和協力特別委員長問責決議案等の動議提出、採決を繰り返す。

九日

未明、参院本会議で法案採決、衆院送付。衆院議員運営委で社会党他から衆院本会議での趣旨説明要求、自公民三党拒否し、衆院国際平和協力特別委に強制付託。同委員会においては、政府案提案理由説明を強行。

一一日

衆院国際平和協力特別委、質疑終局宣言ののち、「強行採決」、この時点で社会党委員九名が質疑通告済。質疑時間一二時間五七分。

一二日

衆院本会議強行、議員運営委員長解任決議案、衆院議長不信任決議案等の動議提出。その間討論終局動議等を自公民三党提出。

一五日

社会党・社民連衆議院一四一名議員辞職願を衆院議長に提出。衆院本会議、「PKO協力法案」「国際緊急援助隊派遣法一部改正案」自公民三党で可決。



特集

Ⅱ 都市計画法案関係

一九九二・五・一六

「人間と都市環境」シンポジウム

まちづくりを自治体と住民の手に

主催 日本社会党シャドーキャビネット

るにもかかわらず、有効な開発・建築行為の規制が行われていない。

「地価高騰やいわゆるリゾート開発ブーム

二つの「都市計画法等改正案」の争点

争点一 リゾート開発などに伴う乱開発にどのように対処するか
(都市計画区域外)

実現を図ることを基本」(建築審答申)とするととしているだけで、指定要件 자체の見直しをしていない。

2 建築基準法の改正で、都市計画区域外の地域においても建ぺい率などを自治体の条例で規制できるようにしているが、単なる建築行為の規制でしかなく開発行為について対象外となっており不十分である。また、都市計画の範囲外であるので、「計画なければ開発なし」の原則が無視され、許容される開発の根拠、規制の根拠となるべき計画が市民にとって不明確なまま規制強化になっている。

○改正案の要点及び留意点

1 都市計画区域の指定要件の見直しと開発規制の強化

モータリゼーション進展に伴う日常生活圏の範囲の拡大に応じて都市計画区域も拡大したうえで、都市計画法に基づく開発・建築行為の規制を強化する。都市計画区域を拡大しても、市街化区域としない限り農地法等の取り扱いで法律上の差はなく、農業の振興や自然環境の保全に影響はない。

○問題の所在

都市計画区域外とされている地域においても、リゾート開発などで環境問題が生じてい

1 現行の都市計画区域の指定要件が曖昧で現状に即していないにもかかわらず、「指定を拡大することにより適正な土地利用の

都市計画制度の概要

むしろ、開発行為等の規制を強化すること
で、リゾート開発などに伴う乱開発から農
山村の住環境や自然環境を保全するのが目
的である。

2

開発許可を要する開発行為の見直し

市街化区域及び市街化調整区域に関する

区分のない都市計画区域（未線引き都市計
画区域）における開発許可制度を強化し、

許可制度が適用される開発行為の規模につ
いては、線引き都市計画区域並みとする。

未線引き都市計画区域（法第七条）

**争点二 リゾート開発などに伴う
乱開発にどのように対処するか
(用途無指定地域)**

○問題の所在

都市の周辺部などの、かつては建築活動がほとんどなかつたような用途地域の指定のない地域もバブル経済の影響により開発が進行するなど、様々な問題が生じるに至つてゐる。「活発な建築活動を想定していかつたため」、「容積率四〇〇%、建ぺい率七〇%の比較的緩い制限のみが適用されてきたが、これらの規制のみでは、地価高騰やリゾートブームを背景としたリゾートマンション等の無秩序な開発に伴う市街地環境の悪化を防止できない」(建築審答申)。「近隣に対する日照障害、電波障害、景観上の問題が多発し」「発生交通量の大きい高容積率の建築物の立地により交通の局所的な混乱を招くなど」「容積率等の形態制限を強化する等適切な土地利用規制の方策を講することが必要である」(都市計画中央審議会答申一九九二・一二・一〇)

○政府案の問題点

1 現行の建築基準法では、用途無指定地域の容積率は、四〇〇%という都心の商業地域並みで一律に規制されている。政府案では、これを特に必要と認める地域に限り一

〇〇%としているが、それでも幹線道路沿いのところや中高層住宅地並みである。政
府案では、現に各地の自治体が要綱などを設けて環境を守ろうとしている動きを支援
することはできない。また、なぜ一部の地区利用の方針が不明確のままでは、市民にはわかりにくい。

2 地域住民の理解を得る根拠となるべき市区町村のマスター・プランとして、政府案では「市町村の都市計画に関する基本的な方針」を設けているが、その実態は、単なる手書き上の指針であり、事実上のマスター・プランである整備、開発又は保全の方針については、内容について変更のないまま現行のとおり都道府県知事決定となつてゐる。

すなわち、市区町村の定める「方針」は、実際には、マスター・プランとは別のものである。

○改正案の要点及び留意点(マスター・プランの拡充と用途無指定地域の建築規制の整備)

1 マスター・プランを充実させるため、整備、開発又は保全の方針を都市基本方針に改めて独立の都市計画とするとともに、その一部を分離して、市区町村の定める都市基本計画とすることで、実際に具体的な内容のあるマスター・プランの作成権限を市区町村が持つようにする。また、都道府県知事の

定める都市基本方針についても、原案を市区町村が提出し、知事と市区町村が協議して定めるものとする。

2 用途地域が指定されていない地域であつても、都市基盤が整備され、地域の将来像について住民の合意が得られる段階まで、土地利用の指針となる事項を定めるとともに、指針に基づく都市計画によって容積率などの形態制限を行う。また、制限の内容についても現行の第一種住居専用地域のレベルから(容積率については五〇%から四〇〇%までの八段階)、必要に応じて自治体が選択できるように、その範囲を拡大する。



用途地域等の見直しと形態制限について

部分が改正部分

争点三 既成市街地における良好な住宅・住環境の確保

○問題の所在

現行の用途地域制度は、事務所などの業務系用途が住宅地を侵食し地価の高騰や住環境の悪化を招くなど、様々な問題が生じるに至っている。

「その結果として、大都市の都心部の人口・住宅の減少、中堅労者の住宅取得の困難化と職住の遠隔化、都心部への業務床の一層の集中等の都市構造の歪みの拡大や地価上昇の地方圏への波及などが進んだ。」（建築審答申）

「夜間人口の減少によるいわゆる空洞化現象を生じ、地域のコミュニティの崩壊といった問題が生じている」「このような地域において、より的確に住環境の保護を図り、住宅供給にも資するため、一定の商業・業務系用途を制限するなどの地域の実情に応じたきめ細かな用途規制が必要である。」（都計審答申）

○政府案の問題点

- 1 建築基準法の改正で、現行の八用途地域を一二用途地域に細分化しているが、東京などの大都市地域における用途地域の指定権限は都道府県知事で、かつ、国の認可を要するとしている現行制度を見直していくな

い。メニューを増やしても、基礎自治体への権限委譲がなければ、真に地域の実情にあった住民主体のまちづくりにならない。

2 良好的な住環境の確保を図る観点から、敷地面積の最低限度に関する制限を導入しているが、適用されるのは現行の第一種住専用地域内だけで、しかも、指定できる面積の上限を二〇〇m²としている。これでは、かえって他の地域でミニ開発が進むおそれがあるほか、現に自治体が指導要綱などで地域の住環境を守り育てようとしている動きを防げるものである。また、二〇〇m²という数値では、地方都市での住宅開発や別荘地開発における敷地規模規制に対応できない。

3 良好的な住環境の確保を図る観点に加えて、商業・業務系用途でも土地の有効利用を図る観点が認められることから、敷地面積の最低限度に関する制限は、すべての用途地域及び用途無指定の地域で、必要に応じて自治体が選択できるようにする。面積の上限は定めず、自治体の権限とする。

1 一戸建の良好な住宅地に投機目的のワンルームマンションが進出し環境紛争が生じ

○改正案の要点及び留意点（地方自治体の権限の拡充と用途地域の細分化）

新しい住居系用途地域の構成と指定される地域のイメージ

1. 住居系用途地域の構成

準第 21 住 種種 居住住 居居 地 域域域	社 会 党 案	現 行	
住 居 地 域	第2種住居専用地域	第1種住居専用地域	
準第 21 住 種種 居住住 居居 地 域域域	第1種低層住居専用地域 （中高層階住居専用地域）	第2種低層住居専用地域 （該当なし）	政 府 案

新設する第一種低層住居専用地域とは

- ・一戸建て住宅、二世帯住宅を主とした住宅地で、アパートなどを制限する地域。

・自治体によって指定される地域のイメージとしては、

近年に計画開発された一戸建ての住宅

地であるが、土地・住宅投機によって次

第にワンルームマンションなどが増加し、

地域住民との建築紛争が生じているため、

地域住民の多くが規制強化を望んでいる

ものの、わずか地権者の同意が得られない

ために、建築協定を結ぶことができない

地域。

などである。

・地域の自治会の申し合せなど法定外の任意

協定によるまちづくり、その他地域住民の

主体的なまちづくりを法律面から支援して

いくのが狙いである。

3 新設する第一種中高層住居専用地域とは

・集合住宅を主とした住宅地で、一戸建ての

住宅を制限する地域。

・自治体によって指定される地域のイメージ

としては、

これから新規に計画的に開発される予

定の住宅地で、東京などの大都市におい

て、事務所など業務機能の一極集中を抑

制しながら、住宅の大量供給を図ること

を目的に指定される地域。

などである。

・政府案における中高層階住居専用地区に対応するものであるが、特別用途地区としないで、基本メニューに加えることで、強力に中高層集合住宅の供給を推進することが狙いである。

などである。

争点四 住民参加手続きの拡充と地方議会の権限の拡充

○問題の所在

用途地域制度をはじめ、現行の都市計画制度は、住民参加の規定に乏しく、市民にとって身近な問題となっていない。このため、生活者の利益を守る観点から住民参加等の規定を拡充する必要がある。

○政府案の問題点

地域計画について、地域の協議会から発議ができる制度を創設しているほか、具体的な改正点はない。しかし、この制度も、決定できる計画の内容があらかじめ特定されているなど、住民参加の観点から導入されたものではなく、むしろ計画の実効性の担保に重きを置いた制度であるといえる。

○改正案の要点及び留意点

1 地区計画について、地権者が三分の一以上

の同意を得て発議できるようにする。

2 自治体が都市計画の案を作成するときに

は、住民の意見を反映させるため、公聴会の開催などを要するものとする。

3 自治体が都市計画を決定するときには、案の縦覧の際に住民が提出した意見書について報告書を作成し、報告書を縦覧するとともに、再度、意見書を提出することができるようにする。

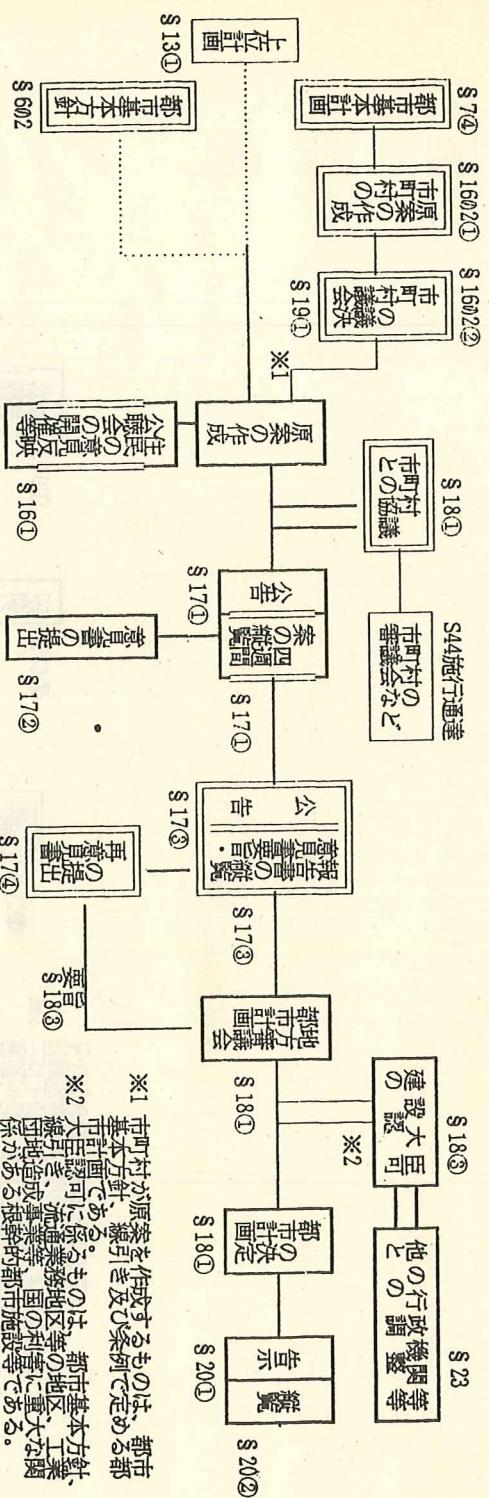
4 市町村の定める都市計画については市町村の議決を要するものとする。

5 都道府県知事が定める都市計画のうち、マスタープランである都市基本方針など主要なものについては、関係市区町村が議会の議決を経て提出した原案に基づくものとするほか、関係市区町村との協議を要するものとする。

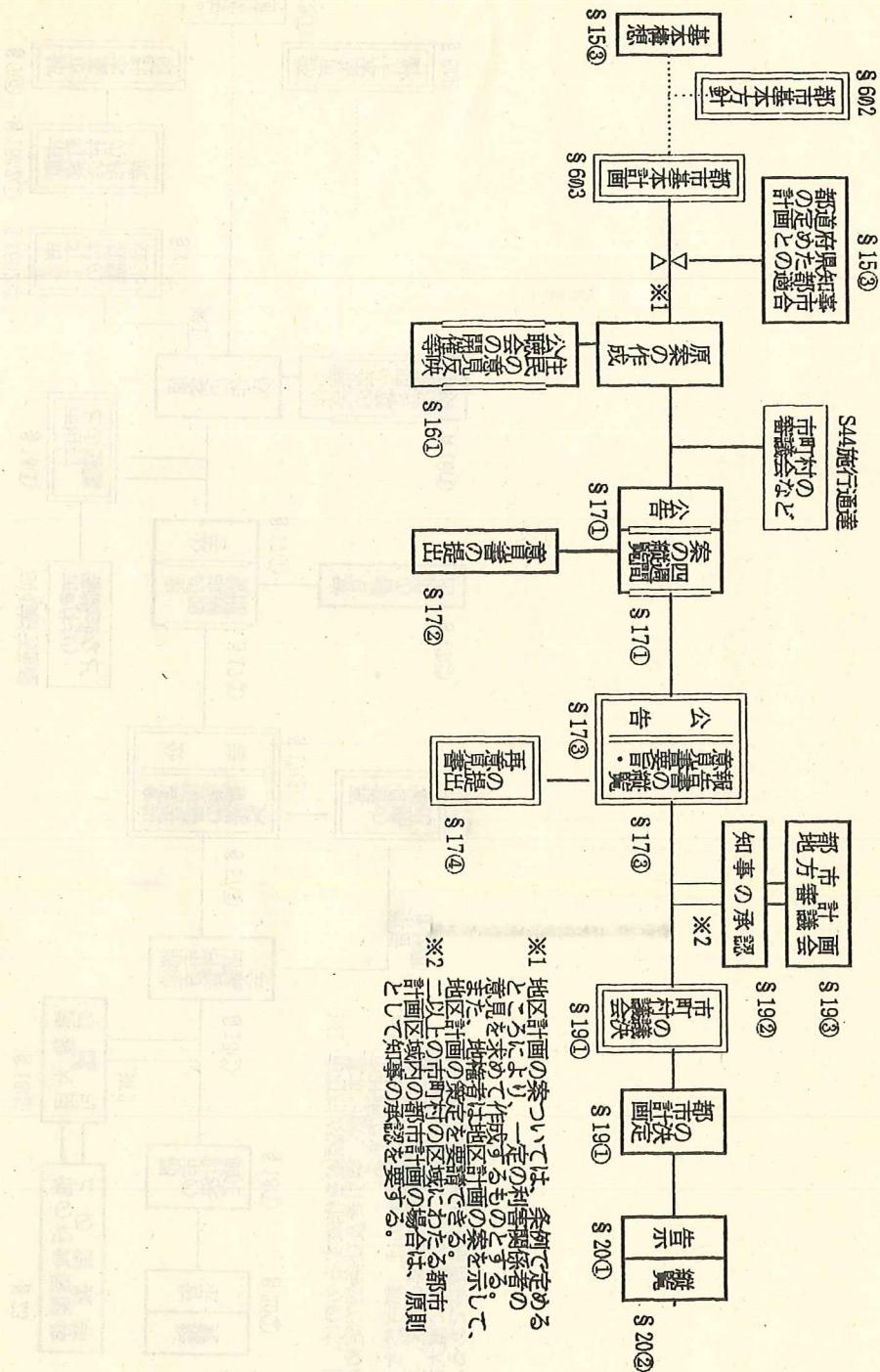
6 都道府県ごとに設置する都市計画地方審議会の委員の任命については、都道府県の議会の承認事項とする。



都市計画の決定手続き (都道府県知事決定)
二 本法律案



都市計画の決定手続 (市町村決定)



争点五 都市の環境悪化と大都市への過度の集中をどのように防止するか

—政府案の問題点として

対案では削除した事項—

1 容積率の適性配分の制度について

政府が提案している地区整備計画を定めた区域内における容積率の適性配分については、個別の優良な計画に応じて規制を緩和してき

た従来の方式にかえて、一律の規制緩和を実現するものであり、問題である。従って対案では、この規定は削除している。

2 誘導容積率の制度について

政府が提案している地区整備計画を定めた

区域内における誘導容積率の制度については、

「区域の特性に応じて定める容積率」を「公

共施設の整備の状況に応じて定める容積率」

と異なるものとして定める都市計画上の理由が曖昧である。なぜ、現行の指定容積率が都市基盤の整備状況と比較して过大であること率直に認めて、指定容積率そのものを引き下げないのか。

なぜ、ダウンゾーニングしないのが問題である。従つて対案では、この規定は削除している。

○今後の課題

「都市計画の権限は、本来、基礎的自治体である市町村の固有のものである。」という理念を現実のものとするためには、次のような条件整備が必要である。

すなわち、

1 地方税法等の改正により、地方自治体の独自財源を強化することで、道路、公園などの都市施設等の整備計画を地方自治体が自由に決定できるようにすること

今回の改正案において、実現することのできなかった点については、以上の点を踏まえて、他の法律の改正を含め、今後、地方行財政制度の抜本的な改革をめざして検討を進めいくものである。

都市計画法等改正案の提出にあたって

日本社会党シャドーキャビネット

建設委員長 木間 章

1 ここ数年の地価の高騰など大都市問題の深刻化に対し、政府は土地対策の総仕上げとして都市計画制度の改革を掲げているが、

その内容は、容積率の「適性配分」など、一律の規制緩和によって「土地の有効、高度利用の推進」を図ろうとするものであり、依然として従来の姿勢を変えていない。

また、最近のリゾート・マンションによる環境紛争は、もともと開発を想定し則を徹底させることである。

2 都市施設の整備や土地利用規制について

関連する法律を改正し、中央官庁の権限を地方自治体のものとすることで、自治体において総合的な政策立案ができるようになります。

今回の改正案において、実現することの

また、土地利用規制を強化するにあたっては、都市計画決定手続における住民参加の機会を拡大し、地方自治体の権限を拡充するなど、中央集権的な現行制度の改善を進めることが必要である。

現在、各自治体は、条例や指導要綱などで、それぞれの地域で発生している問題に

対応するとともに、個性あるまちづくりに取り組んでいる。今回の都市計画制度の見直しは、こうした地域の自主性、自立性を尊重し、支援するための法制度を確立し、真に地域の実情にあった住民主体のまちづくりを推進していくことができるかどうかが問われているのである。

一九九二・四・二八

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案要綱

第1 都市計画法の改正

1 都市計画区域の指定要件の見直し

都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、自然的及び社会的条件並びに市町村の中の市街地を含む日常生活圏の現況及び推移を勘案して、一体の都市地域として、整備、開発又は保全すべき区域、並びに新たに居住都市、工業都市その他の都市として開発し、及び保全する必要がある区域を、都市計画区域として指定するものとすること。

(第五条関係)

2 マスター・プランの拡充

「マスター・プランの強化充実を図るため、マスター・プランの強化充実を図るために、市街化区域及び市街化調整区域の区分に

「市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画」に付属している「整備、開発又は保全の方針」を分離し、独立した都市計画である都市基本方針に改めるものとすること。
(第六条の二関係)

① 都市基本方針の創設

マスター・プランの強化充実を図るため、

「市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画」に付属している「整備、開発又は保全の方針」を分離し、独立した都市計画である都市基本方針に改めるものとすること。
(第一八条及び第八七条関係)

② 都市基本計画の創設
「市街化区域を単位とする都市のマスター・プランである都市基本方針に即して、個別具体的の都市計画の基本となる事項について定める市町村のマスター・プランとして、

都市計画に都市基本計画を定めるものとする
(第六条の二関係)

3 地方自治体の権限の拡充

① 大都市地域における特例の廃止

大都市地域における都市計画決定について國の認可を要するとして規定を廢止し、大都市地域についても他の地方都市と同様の取り扱いとするほか、特別区についても一般の市と同様の権限を有するものとする

こと。
3 わが党は、社会民主連合とともに、こうした目標を実現するため、よりよい都市づくりのための制度改革を進めるべく、「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案」を衆議院に提出し、その実現に全力をあげる決意である。

原則として都道府県知事の承認を要しないものとすること。

(第一五条、第一六条の二、第一八条及び第一九条関係)

③ 開発許可に関する事務を委任すること

のできる市の規模の引下げ

都道府県知事が、開発許可に関する事務を委任することのできる市について、その規模を人口一〇万人以上としている要件を廃止すること。

(第八六条関係)

④ 住民参加手続きの拡充

① 住民の発意に基づく都市計画の立案
都市計画において、おおむね五年以内に地区計画を定めるものとされた市街地の区域内の土地について所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは賃借権を有する者は、当該区域内の土地について所有権を有するすべての者及び建物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有するすべての者それぞれについて三分の二以上の同意を得て、当該区域内において地区計画に関する都市計画を定めることをその案を提示して当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができるものとすること。

5 地方議会の権限の拡充
① 市町村の議会の権限の拡充

市町村が定める都市計画及び都道府県知事が都市計画を定める際に市長村が都道府県知事に提出する原案については、市町村の議会の議決を要するものとすること。

(第一六条の二及び第一九条関係)

6 用途地域等の整備等
① 用途地域の細分化

現行の用途地域を細分化し、秩序ある市街地の形成と良好な住宅・住環境を確保するため、新たに第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第三種中高層住居専用地域、第一種住居地域、準住居地域を設けるとともに、第一種住居専用地域を第二種低層住居専用地域に、第二種住居専用地域を第三種中高層住居専用地域に、住居地域を第二種住居地域にそれぞれ改め、現行の八用途地域を一四用途地域とすること。

② 特別用途地区の拡充

特別用途地区について、政令による種類の限定を廃止し、具体的に建築物の用途の制限を都市計画に定めることとすること。

(第八条及び第九条関係)

7 用途地域の指定のない地域における都市計画制限の整備等

都市計画において地域の実情に応じた建築物の形態に関する制限を定めるものとするほか、住宅市街地の開発その他相当規模の建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われる、若しくは行われた土地の区域又は健全な住宅市街地における良好な居住環境その他優れた街区の環境が形成されている土地の

の案を作成しようとするときは、意見の提出方法等について条例で定めるところにより、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとすること。

(第一六条関係)

③ 都市計画の案に対する意見書の取扱いに関する規定の整備

都道府県知事又は市町村は、都市計画の案に対する意見書の提出があったときは、当該意見書の要旨及び当該意見について報告書を作成し、公聴の縦覧に供するものとするほか、当該報告書に対して、意見書を提出することができるものとすること。

(第一七条関係)

(第二条の五関係)
② 公聴会の開催等
都道府県知事又は市町村は、都市計画

(第七七条関係)

区域について地区計画を定めるものとするこ
と。

(第八条の二及び第一二条の五関係)

8 開発許可制度の見直し

① 開発許可の対象の拡大

開発許可の対象となる開発行為について、道路の築造を伴うもの等を追加するものとすること。

(第四条及び第二九条の二関係)

② 開発行為についての届出、協議の制度の創設

一定規模以下の開発行為等について届出制とともに、国等が行う開発行為については、協議を義務付けるものとすること。

(第二九条の二及び第二九条の三関係)

③ 技術基準の整備等

技術基準について、自己用及び自己用以外の区別を廃止するとともに、地方公共団体が条例により制限を附加できるものとすること。
(第三三条関係)

(第四条及び第三四条関係)

一定規模以上の根幹的都市施設の整備計

画と都市計画との調整

一定規模以上の根幹的都市施設の整備計画については、都市計画との調整を図ること。

(第一一条関係)

10 監督処分の充実

建設大臣又は都道府県知事は、監督処分を行った場合には、その旨を公示しなければならないものとすること。

(第四八条及び別表第二関係)

違反の事実を知って、当該違反に係る土地又は工作物等を譲り受けた者等について、監督処分を行い得るものとすること。

(第八一条関係)

11 その他所要の改正を行うものとすること。

第2 建築基準法の改正

1 特定行政庁の指定要件の変更

政令で定める建築主事を置かなければならぬ市の指定要件を、人口二五万人以上の市から一〇万人以上の市に改めるものとすること。

(第四条関係)

2 建築物の用途の制限の整備等

新たに設けられた用途地域における建築物の敷地、構造、建築設備及び用途に関する制限について定めるものとすること。

と。

(第四八条、第五一条、第五三条、第五

四条、第五四条の二、第五五条、第五六
条、第五六条の二、別表第一、別表第三

及び別表第四関係)

② 社会福祉施設に対する制限の合理化、工場に対する規制の合理化等用途地域内の建築物の用途制限について合理化を行うものとする。

(第四八条及び別表第二関係)

③ 特定行政庁の用途規制に係る許可の手続きについて所要の合理化を行うものとすること。

(第四八条関係)

3 用途地域が指定された区域における建築物の形態制限等の整備等

① 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合

都市計画で定める容積率の最高限度について、第一種住居地域等にあっては一〇分の一五を、商業地域にあっては一〇分の二〇及び一〇分の三〇を追加するものとすること。

(第五二条関係)

② 建築物の建築面積の敷地面積に対する割合

都市計画で定める建ぺい率の最高限度について、第一種住居地域等にあっては一〇分の五を、近隣商業地域等にあっては一〇分の七を追加するものとすること。

(第五三条関係)

③ 壁面の位置の制限

第一種住居専用地域だけに適用されていた建築物の外壁の後退距離の制限を、

壁面の位置の制限に改め、市街地の環境

を保護するため、必要に応じて、すべての用途地域において適用出来るようす

(第五四条関係)

④ 建築物の敷地面積の最低限度

すべての用途地域に関する都市計画に

おいて、市街地の環境を保護し、又は土地利用の増進を図るため、必要に応じて、

建築物の敷地面積の最低限度の制限を定めることができるようす。

(第五四条の2関係)

⑤ 建築物の高さの最高限度

第一種住居専用地域だけに適用されて

いた建築物の高さの最高限度の制限を、

市街地の環境を保護するため、必要に応じて、すべての用途地域において適用で

きるようす。

(第五五条関係)

4 用途地域の指定のない区域における建築物の制限の合理化

① 建築物の形態制限等の合理化

都市計画において、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合及び建築物の建築面積の敷地面積に対する割合を定める

こととともに、市街地の環境を保護するため、必要に応じて、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度及び敷地面積の最低限度を定めることができる

ようす。

ようにすること。

(第五二条、

第五三条、第五四条、第五四条の二及び

第五五条関係)

② 日影の制限の合理化

用途地域の指定のない区域においても、日影の制限が行えるようす。

(第五六条の二及び別表第四関係)

5 道路の幅員基準の特例

特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内においては、幅員六メートル以上の道路を

建築基準法第三章の規定による道路とすること。

(第四二条関係)

6 建築物の敷地が予定道路に接する場合等の容積率制限の特例

建築物の敷地が予定道路に接する場合等において、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、当該予定道路を全面道路とみなして、容積率制限を適用するものとする

こと。

(第六八条の七関係)

第3 施行期日その他

1 この法律は、公布の日から起算して一年

を越えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

2 所要の経過措置を定めるものとすること

3 その他所要の改正を行うものとすること

建築物（以下、保存建築物という）であつて特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したもの及び保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたものについては、適用しないものとすること。

(第三条関係)

8 建築物の性能に関する規定の見直し

集合住宅の各戸の遮音性能、及び公共下水道以外に放流する場合における生活排水の処理に関する規定の改善をするものとすること。

(第三〇条の二及び第三一条関係)

9 建築基準法の許可に付される条件についての規定の整備

建築基準法の許可に条件を付すことができる」とするととともに、当該条件に違反した場合には特定行政庁は違反を是正するため必要な措置をとることができるものとする。

(第九条及び第九二条の2関係)

10 その他所要の改正を行うものとすること。

この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、文化財保護法第九八条の第二項の規定その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存の措置が講じられている

本法律案、政府案及び現行法の主要点対比表

事項	本法律案	政府案	現行法
◎都市計画法			
一都市計画区域の指定要件	<p>(都市計画区域) 法五</p> <p>① 都道府県知事は、自然的及び社会的条件並びに市町村の中心の市街地を含む日常生活圏の現況及び推移を勘案して、一体の都市地域として、総合的に整備し、開発し及び保全する必要がある区域等を都市計画区域として指定するものとする。</p>	<p>(都市計画区域) 法五①②</p> <p>・ 都道府県知事は、市又は人口等政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域等を都市計画区域として指定するものとする。</p>	
二マスタープラン	<p>(都市基本方針) 法六の二</p> <p>① 都市計画には、当該都市計画区域に関する整備、開発又は保全の方針として都市基本方針を定めるものとする。</p>	<p>現行法に同じ</p>	
三都市計画区域の指定要件	<p>(市街化区域及び市街化調整区域) 法七</p> <p>④ 市街化区域及び市街化調整区域については、その区分及び各区域の整備、開発又は保全の方針を都市計画に定めるものとする。</p>		

事項	本法律案	政府案	現行法
2都市基本計画	(都市基本計画) 法六の三 ① 都市計画には、当該都市計画区域に関する都市基本方針に即して、市町村の都市計画の基本となる計画として、都市基本計画を定めるものとする。 ※ なお、都市基本計画で定める事項として、「おおむね五年以内に地区計画等を定めるべき市街地の区域及びその構想」が明記されている。	(基本方針) 法十八の二「新設の条」 ① 市町村は、市町村の建設に関する基本構想並びに整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることができる。 ④ 市町村が定める都市計画は、当該基本方針に即したものでなければならない。	なし
3地方自治体の権限	1大都市地域における特例 (建設大臣認可) (都道府県知事の都市計画の決定) 法十八 ③ 都道府県知事は、次の都市計画を決定しようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。 ・都市基本方針、線引き、流通業務地区等の地域地区、工業団地造成事業等、国の利害に重大な関係がある根幹的都市施設として政令で定めるもの ※ 認可を要するものを減らしている ・現行の都の特例を廃止する。 ※ 特別区について市町村と同様の権限を付与する。)	現行法に同じ (都道府県知事の都市計画の決定) 法十八 ③ 都道府県知事は、大都市及びその周辺の都市に係る都市計画区域等の都市計画又は国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画の決定をしようとするときは、建設大臣の認可を受けなければならない。 (都の特例) 法八十七の二 ① 特別区の存する区域においては、市町村が定めるべき都市計画のうち政令で定めるものは、都が定める。	現行法に同じ
2都の特例 (特別区)			

事項	本法律案	政府案	現行法
3市町村の権限	(都市計画を定める者) 法十五 ① 次の都市計画は都道府県知事が、その他の都市計画は市町村が定める。 ・都市基本方針、線引き、臨港地区等の地域地区、一の都市計画区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるもの、市街地開発事業 等	現行法に同じ	(都市計画を定める者) 法十五 ① 次の都市計画は都道府県知事が、その他の都市計画は市町村が定める。 ・線引き、臨港地区等の地域地区、一の市町村の区域をこえる広域の見地から決定すべき地域地区若しくは都市施設として政令で定めるもの又は根幹的都市施設として政令で定めるもの、市街地開発事業 等
4市町村の原案作成 及び議会の議決	法十六の二「新設の条」 ① 都道府県知事は、都市基本方針、線引きその他条例で定める都市計画の案を作成しようとするときは、関係市町村に對し原案を提出するよう求めなければならない。 ② 市町村が提出する都市計画の原案は当該市町村の議会の議決を経たものでなければならない。 (都道府県知事の都市計画の決定) 法十八 ① 都道府県知事は、都市計画を決定しようとするときは、関係市町村と協議しなければならない。	現行法に同じ	現行法に同じ
5関係市町村との協議	現行法に同じ (都道府県知事の都市計画の決定) 法十八 ① 都道府県知事は、関係市町村の意見をきき、都市計画を決定するものとする。	なし	(都道府県知事の都市計画の決定) 法十八 ① 都道府県知事は、関係市町村の意見をきき、都市計画を決定するものとする。

事項	本法律案	政府案	現行法
6都道府県知事の承認	(市町村の都市計画の決定) 法十九 ② 市町村は二以上の市町村の区域にわたる都市計画区域内における都市計画を決定しようとするときは、原則として、都道府県知事の承認を受けなければならぬ。	現行法に同じ	(市町村の都市計画の決定) 法十九 ① 市町村は地区計画の場合を除き、都道府県知事の承認を受けて、都市計画を決定するものとする。
7開発許可に関する事務の委任	※ 市町村の都市計画は原則として知事の承認を不要としている。 (都道府県知事の権限の委任) 法八十六 ① 都道府県知事は、開発許可に関する事務を市の長に委任することができる。	現行法に同じ	(都道府県知事の権限の委任) 法八十六 ① 都道府県知事は、開発許可に関する事務を人口十万以上の市の長に委任することができる。
8住民参加手続き く地区計画	(地区計画等) 法十二の五 ⑦ 区域内の土地等に所有権等を有する者は、三分の二以上の者の同意を得て、地区計画の案を提示して、地区計画を定めることを要請することができる。	現行法に同じ	(地区計画等) 法十二の五 ⑨ 地区計画の区域内の土地の所有者等は、全員の合意により地区整備計画を定めることを要請することができる。
9地区計画制度	(地区計画等) 法十二の五 なし ※ 再開発地区計画制度(都市再開発法七の八の四)及び住宅地高度利用地区計画制度(法十二の六)においては要請制度がある。	なし	(地区計画等) 法十二の五 なし ※ 再開発地区計画制度(都市再開発法七の八の四)及び住宅地高度利用地区計画制度(法十二の六)においては要請制度がある。

事項	本法律案	政府案	現行法
2 都市計画の案に対する意見書の取扱	<p>(都市計画の案の縦覧等) 法十七</p> <p>① 案の縦覧を四週間とする。</p> <p>③ 都道府県知事又は市町村は、意見書の要旨及び当該意見についての報告書を作成し、公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>④ 住民等は、これに対し意見書を提出することができる。</p> <p>(都市計画の案の作成等) 法十六 〔全文改めの条〕</p> <p>① 都市計画の案を作成しようとするとときは、公聴会の開催その他住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>・現行法に同じ</p> <p>・現行法に同じ</p>	<p>(都市計画の案の縦覧等) 法十七</p> <p>・案の縦覧は二週間</p> <p>・市計画の案を都市計画地方審議会に付議しようとするときは、意見書の要旨を同審議会に提出しなければならない。」としている。</p>
3 公聴会の開催等	<p>(公聴会の開催等) 法十六</p> <p>・現行法に同じ</p>	<p>(公聴会の開催等) 法十六</p> <p>・現行法に同じ</p>	<p>(公聴会の開催等) 法十六</p> <p>① 都市計画の案を作成しようとすると場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする。</p>
5 地方議会の権限	<p>(市町村の都市計画の決定) 法十九</p> <p>① 市町村は、その議会の議決を経て、都市計画を決定するものとする。 (都市計画地方審議会) 法七十七</p> <p>③ 都市計画地方審議会の委員は、都道府県の議会の承認を得て、都道府県知事が任命する。</p>	<p>・現行法に同じ</p>	<p>(市町村の都市計画の決定) 法十九</p> <p>① 市町村は、都道府県知事の承認を受けて、都市計画を決定するものとする。 (都市計画地方審議会) 法七十七</p> <p>③ 都市計画地方審議会の組織及び運営に必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。</p> <p>※ 政令では、知事が任命する。</p>
1 市町村の議会	<p>(市町村の都市計画の決定) 法十九</p> <p>① 市町村は、その議会の議決を経て、都市計画を決定するものとする。</p>	<p>・現行法に同じ</p>	<p>(市町村の都市計画の決定) 法十九</p> <p>① 市町村は、都道府県知事の承認を受けて、都市計画を決定するものとする。</p>
2 都道府県の議会			

事項	本法律案	政府案	現行法
六用途地域等の整備 1用途地域の細分化	(地域地区) 法八 新たに 第一種低層住居専用地域 第三種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域を設ける。 現行の 第一種住専を第二種低層住居専用地域 第二種住専を第三種中高層住居専用地域 住居地域を第二種住居地域に改める。 〔現行八用途地域→十四用途地域〕 (地域地区) 法八 ①二 特別工業地区、文教地区その他の 特別用途地区を定める。 ※ 政令による種類の限定を廃止する。 ②二ホ 名称及び建築物の用途の制限を 都市計画で定める。	(地域地区) 法八 新たに 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域を設ける。 現行の 第一種住専を第一種低層住居専用地域 第二種住専を第二種中高層住居専用地域 住居地域を第二種住居地域に改める。 〔現行八用途地域→十二用途地域〕 (地域地区) 法八 ①二 特別工業地区、文教地区その他の政 令で定める特別用途地区を定める。 ※ 政令Ⅱ 小売店舗、事務所、厚生、 娯楽・レクリエーション、観光 及び特別業務の六地区 ・ 現行法に同じ ・ 建築物の制限等は地方公共団体の条例 で定める。(建築基準法四十九条)	(地域地区) 法八 ① 次の八用途地域を定めている。 第一種住居専用地域 第二種住居専用地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域 準住居地域
2特別用途地区の 拡充			

事項	本法律案	政府案	現行法
七用途地域の指定のない地域における都市計画制限の整備等	1建築物の形態に関する制限 法八の二「新設の条」 ・容積率、建ぺい率の数値を充実させ、必要な場合には、壁面の位置の制限、敷地面積の最低限度、高さの限度を都市計画で定めるものとする。 ※ 用途地域内と同様に建築基準法で定められる数値の中から選ぶことができる。	法八の二「新設の条」 建築基準法五十二条及び五十三条 ・特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定した区域においては、容積率を二〇〇%又は建ぺい率を六〇%とすることができる。 〔建築基準法を改正して対応する 建築基準法五十二条及び五十三条〕 ・都巿計画区域内の用途地域の指定のない区域内では、容積率は四〇〇%、建ぺい率は七〇%となつていて。	(建築基準法五十二条及び五十三条) ・都巿計画区域内の用途地域の指定のない区域内では、容積率は四〇〇%、建ぺい率は七〇%となつていて。
2地区計画の策定	政府案に同じ	〔法十二の五①に第二号を新設〕 市街化調整区域内の次の土地の区域において地区計画を定めることができる。 イ 住宅市街地の開発等の事業が行われる又は行われた土地の区域 ロ 現に良好な居住環境が形成されている土地の区域	(地区計画) 法十二の五 ※ 市街化調整区域内では地区計画は定めないものとされている。

事項	本法律案	政府案	現行法
八開発許可制度の見直し	1 開発許可の対象の拡大 (開発行為の許可等) 法二十九、二十九の二	1 開発許可の対象の拡大 (開発行為の許可) 法二十九 ・許可の他に届出・協議制度を設ける。 ・特定工作物について、第一種及び第二種の区分を廃止し、新たに駐車場を追加する。 ・市街化区域内の条例規模未満のものでも、道路の築造を伴う開発行為は、開發許可の対象とする。	1 開発許可の対象の拡大 (開発行為の許可) 法二十九 ・許可制のみ ・特定工作物について、第一種及び第二種に区分 ・現行法に同じ ・市街化区域では政令規模以上のものは開発許可の対象とする。
2 届出・協議制度	・届出制	・現行法に同じ ・現行法に同じ ・現行法に同じ	・現行法に同じ ・現行法に同じ ・現行法に同じ
国等が行う開発行為	法二十九の二「新設の条」 ・協議が成立することをもつて許可があつたものとみなす。	・市街化調整区域では原則全てのものに、開発許可が必要である。 ・国等については許可不要 ・なし	※ 現行法（法二十九）では、市街化区域では政令規模以上のものとみなす。現行法に同じ (なお、委任市等が行う開発行為は許可不要としている。) ・現行法に同じ
周辺住民の意見	法三十二の二「新設の条」 ・条例で定める規模以上の開発行為は、周辺住民の意見を聴かなければならぬ。		(法二十九①四等)

事項	本法律案	政府案	現行法
3 開発許可の基準 技術基準の整備	<p>(開発許可の基準) 法三十三</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己用及び自己用以外の区分を廃止する。 <p>※ 開発行為は、法三十三の基準の全てに適合することを許可の要件とする。</p>	<p>(開発許可の基準) 法三十三</p> <ul style="list-style-type: none"> 自己業務用の開発行為について、開発加することができる。 <p>法三十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体は条例で必要な制限を付加することができる。 	<p>(開発許可の基準) 法三十三</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法に同じ 自己業務用の開発行為について、開発加することができる。 <p>法三十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域内の立地規制について全ての特定工作物を対象とする。
4 変更の許可等	<p>市街化調整区域 内の許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 政府案に同じ <p>(変更の許可等) 法三十五の二「新案」</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法に同じ 変更許可を受けなくともよい軽微な変更の規定等を設ける。 	<p>市街化調整区域 内の許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法に同じ 現行法に同じ <p>法三十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物は適用の対象外としている。 	<p>市街化調整区域 内の許可基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 現行法に同じ 現行法に同じ <p>法三十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物は適用の対象外としている。
九都市施設の整備計画と都市計画との調整	<p>(都市施設) 法十一⑥</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内において都市施設（都市計画施設を除く。）の整備に関する計画を作成しようとするときは、都市施設に関する都市計画を定めるべき者に協議するものとする。 	<p>なし</p> <p>※ 現行法(法十三①)では、都市計画は国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画及び道路、河川、鉄道、港湾、空港等の施設に関する國の計画に適合することとしている。</p>	<p>なし</p>

事項	本法律案	政 府 案	現行法
十 監督処分の充実 1 監督処分の公示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府案に同じ 	<p>(監督処分等) 法八十一</p> <p>④ 監督処分を行った場合には、その旨を公示しなければならない。</p>	<p>(監督処分等) 法八十一</p> <p>④ 監督処分を行った場合には、その旨を公示しなければならない。</p>
2 処分対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府案に同じ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 公示の規定はない
十一その他 ・ 白地地域における 開発行為の許可	<p>法附則④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本則による開発許可に準じた規制ができるように制度化。 	<p>① 違反の事実を知つて、当該違反に係る土地又は工作物等を譲り受けた者等について、監督処分を行い得るものとする。</p>	<p>① 法律若しくは命令の規定又はこれら規定に基づく処分に違反した者について、監督処分できる。</p>
十二政府案にあって 本法律案にない もの	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<p>法附則④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法に同じ 	<p>① 法律若しくは命令の規定又はこれら規定に基づく処分に違反した者について、監督処分できる。</p>
・ 誘導容積制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<p>法附則④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政令で定める規模以上のものについて許可が必要。 	<p>（地区計画）法十二の五</p> <p>④ 誘導容積に係る地区計画の基準</p> <p>⑤ 容積の適正配分に係る地区計画の基準</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	<p>（地区計画）法十二の五</p>	<p>（地区計画）法十二の五</p>

事項	本法草案	政府案	現行法
◎建築基準法の改正 一特定行政庁の指定 要件	(建築主事) 法四 ①建築主事を置かなければならない市の 指定要件を人口二十五万人以上から十万 人以上に改める。	(建築主事) 法四 ①建築主事を置かなければならない市の 指定要件を人口二十五万人以上から十万 人以上に改める。	(建築主事) 法四 ①政令で指定する人口二十五万人以上の 市は建築主事を置かなければならない。
二建築物の用途の 制限の整備等 1新たに設けられた 用途地域	・新たに設けられた用途地域における建 築物の敷地、構造、建築設備及び用途に 関する制限について定める。 ※ 新しい用途地域は六つ	・新たに設けられた用途地域における建 築物の敷地、構造、建築設備及び用途に 関する制限について定める。 ※ 新しい用途地域は四つ	・用途地域では、建築物の用途、容積率 建ぺい率、第一種住専の外壁後退距離、 高さの限度、各部分の高さ、日影規制 及び別表二、三、四の制限がある。 (用途地域) 法四十八・別表二
2用途地域内の用途 制限の合理化 3用途規制に係る許 可手続の合理化	・政府案とほぼ同様 ・政府案に同じ ・(用途地域) 法四十八第十三項ただし書 令で定める場合に限る。)について許可を する場合、公開による聴聞及び建築審査 会の同意を不要とする。	・社会福祉施設、工場等に対する規制の 合理化等を行う。 (用途地域) 法四十八 既に許可を受けた建築物の増築等(政 令で定める場合に限る。)について許可を する場合、公開による聴聞及び建築審査 会の同意を不要とする。	②許可をする場合、公開による聴聞を行 い、かつ、建築審査会の同意を得なけれ ならない。 (用途地域) 法四十八

事項	本法律案	政府案	現行法
三用途地域内の建築物の形態制限等の整備等			
1容積率（法五十二）	<ul style="list-style-type: none"> 第一種住居地域等……十分の五を追加 商業地域……………政府案に同じ 前面道路幅員による制限…… <p>追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> 商業地域 十分の二十、十分の三十を追加 商業地域では、十分の四十から十分の百までの七つの数値 前面道路幅員による制限…… 	<ul style="list-style-type: none"> 住居、近商、準工、工業、工専では、十分の二十、三十、四十 商業地域では、十分の四十から十分の百までの七つの数値 前面道路幅員による制限……
2建ぺい率（法五十三）	<ul style="list-style-type: none"> 第一種住居地域等……十分の五を追加 近隣商業地域……………十分の七を追加 近商及び商業地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物に建ぺい率十分の十を認めている規定（現行法五十三④二）を廃止。 	<p>現行法に同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> 住居系以外の用途地域 → 十分の四 特定行政庁が指定する区域→十分の四 住居、準工、工業 → 十分の六 近商、商業地域 → 十分の八 一種住専、二種住専、工専では 十分の三、四、五、六 	<ul style="list-style-type: none"> 住居、近商、準工、工業、工専では、十分の二十、三十、四十 商業地域では、十分の四十から十分の百までの七つの数値 前面道路幅員による制限……
3壁面の位置の制限（法五十四）	<p>（壁面の位置の制限）法五十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 全ての用途地域で必要に応じて制限することができる」ととする。 	<p>（一種低住専又は二種低住専内における外壁の後退距離）法五十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 新設の二種低住専を追加 	<p>（一種住専内における外壁の後退距離）法五十四</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁の後退距離の限度（一・五メートル又は一メートル）を定めることができ

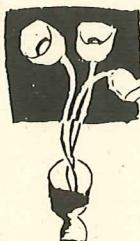
事項	本法草案	政府案	現行法
4 建築物の敷地面積の最低限度	(建築物の敷地面積の最低限度) 法五十四の二「新設の条」 ・新たに、全ての用途地域で必要に応じて都市計画でその数値を定めることができる」とする。	(一種低住専又は二種低住専内における敷地面積) 法五十四の二「新設の条」 ・新たに、二〇〇平方メートルを超えない範囲で敷地面積の最低限度を都市計画で定めることができることとする。	なし
5 建築物の高さの限度(法五十五)	(建築物の高さの限度) 法五十五 ・全ての用途地域で必要に応じて制限することができる」とする。	(一種低住専又は二種低住専内における建築物の高さの限度) 法五十五 ・新設の二種低住専を追加	(一種住専内における建築物の高さの限度) 法五十五 ・建築物の高さの限度(十メートル又は十二メートル)を定めることができる。
4用途地域の指定のない区域における建築物の制限の合理化 1 建築物の形態制限等の合理化 ・容積率 ・建ぺい率	(容積率) 法五十二 ・十分の五から十分の四十までの八つの数値から都市計画で定める。 (建ぺい率) 法五十三 ・十分の三から十分の七までの五つの数値から都市計画で定める。	(法五十二及び五十三) ・特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内では、 容積率を十分の二十又は 建ぺい率を十分の六とできる」とする	(建ぺい率) 法五十三 ・建ぺい率は十分の七

事項	本法草案	政府案	現行法
五建築物の性能に関する規定の見直し 1集合住宅の各住戸の遮音	<p>(集合住宅の各住戸の遮音) 法三十の二</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各住戸の界壁及び界床は、政令で定める技術基準に従つて遮音上各住戸の独立性を保つことができる有効な構造としなければならない。 <p>(便所及び淨化槽) 法三十一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屎尿又は雑排水を公共下水道以外に放流しようとする場合、淨化槽を設けなければならない。 	<p>・必要に応じて、壁面の位置の制限 高さの最高限度 敷地面積の最低限度 を都市計画で定めることができる。とする。 ・日影規制を行うことができる。 ※ 現行の第一種住居専用地域と同様の規制を行うことができる。</p>	<p>・必要に応じて、壁面の位置の制限 高さの最高限度 敷地面積の最低限度 を都市計画で定めることができる。とする。 ・日影規制を行うことができる。 ※ 現行の住居地域と同様の規制を行うことができる。</p>
2生活排水の処理	<ul style="list-style-type: none"> ・現行法に同じ <p>(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)</p> <p>(便所) 法三十一</p> <ul style="list-style-type: none"> ②便所から排出する汚物を公共下水道以外に放流しようとする場合、屎尿淨化槽を設けなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・用途地域内では日影規制を行うことができるが、白地地域ではできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

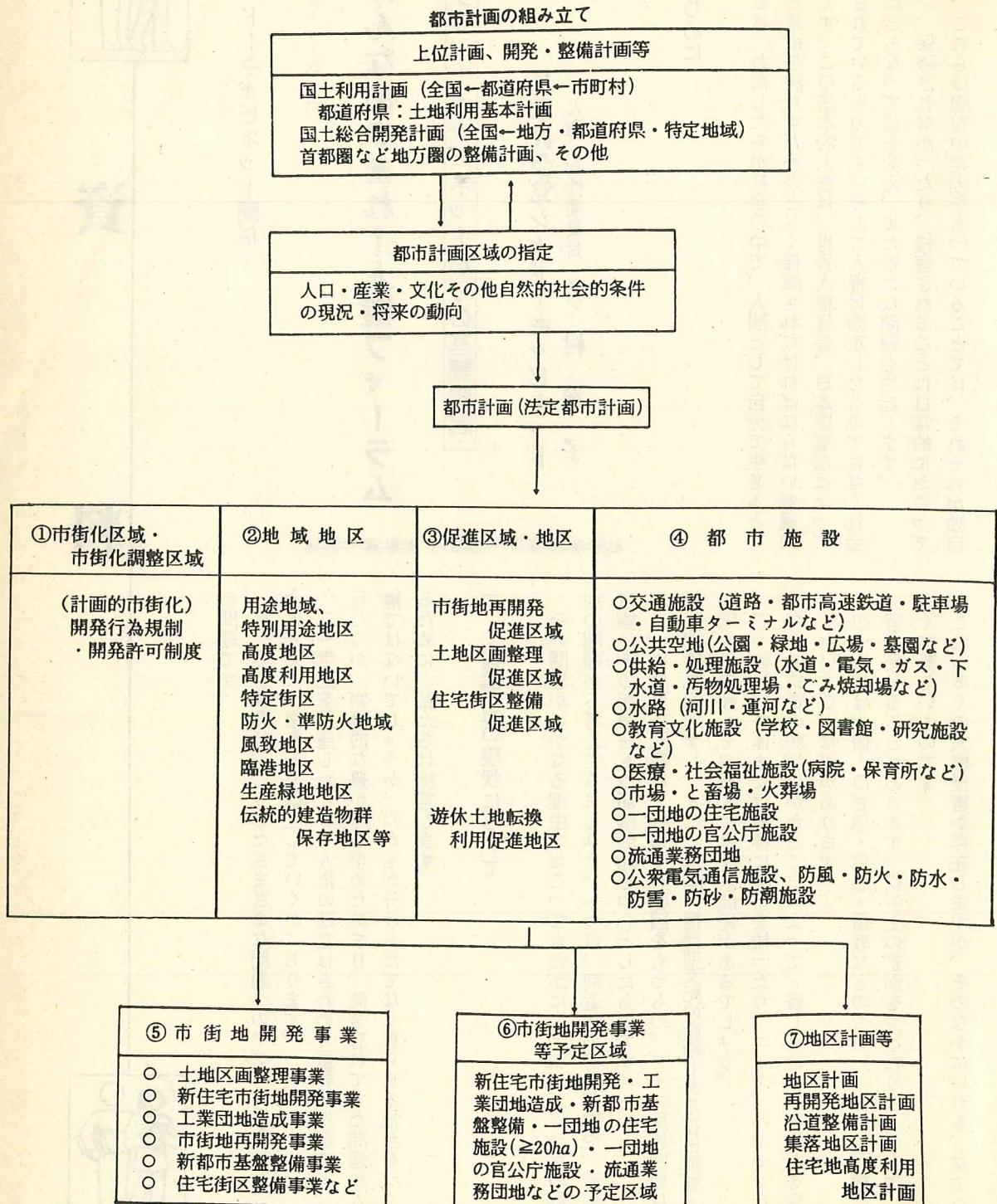
事項	本法律案	政 府 案	現 行 法
六伝統建築物についての建築規制の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 政府案に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> (適用の除外) 法三①三、四 文化財保護法に基づく条例により現状変更の規制等が講じられている建築物であつて特定行政庁が指定したもの等について建築基準法法令を適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> (適用の除外) 法三 文化財保護法に基づく国宝、重要文化財等について建築基準法法令を適用しない。
七建築物の敷地が予定道路に接する場合等の容積率制限の特例	<ul style="list-style-type: none"> 政府案に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> (予定道路の指定) 法六十八の七 ⑤特定行政庁が支障がないと認めて許可した建築物については、予定道路を前面道路とみなして容積率制限を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> (予定道路の指定) 法六十八の七 予定道路を前面道路とみなす規定はない。
八道路の幅員基準の特例	<ul style="list-style-type: none"> 政府案に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> (道路の定義) 法四十二かつ二書 特定行政庁が都市計画地方審議会の議を経て指定する区域内においては、六メートル以上のものとすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> (道路の定義) 法四十二 ①「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員四メートル以上のものをいう。 (各号 略)
九許可に付加される条件についての規定の整備	<ul style="list-style-type: none"> 政府案に同じ 	<ul style="list-style-type: none"> 新設の条 	<ul style="list-style-type: none"> なし
	<ul style="list-style-type: none"> 許可に条件を付することができます。 (違反建築物に対する措置) 法九① 許可の条件に違反した場合を追加 	<ul style="list-style-type: none"> (違反建築物に対する措置) 法九 ①法律等の規定に違反した場合には、特定行政庁は違反を是正するため必要な措置をとることができる。 	

事項	本法律案	政府案	現行法
1 政府案にあつて本法律案にないもの の区域内における 制限の合理化	・なし <p>※都市計画法の改正により都市計画区域を拡大し、開発許可及び建築物の形態規制により対応する。</p>	（都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限の合理化）法六十八の九 ・都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内において、政令で定める基準に従い、条例で、敷地と道路との関係、容積率、建築物の高さ等、建築物の敷地又は構造に関する必要な制限を定めることができる。	・なし
2 木造建築物等に係る建築規制の見直し	・なし	・防火地域及び準防火地域以外の区域内においては、一定の準耐火建築物とすれば、木造三階建共同住宅等を建築できる。	（耐火建築物又は簡易耐火建築物としなければならない特殊建築物）法二十七 ・三階建共同住宅等は木造で建築できない。
3 誘導容積制度による容積率の特例	・なし	（地区計画の区域内における容積率の特例）法六十八の三 ①誘導容積に係る特例を設ける。 ②容積の適正配分に係る特例を設ける。 (简易な構造の建築物に対する制限の緩和) 法八十四の二「新設の条」 ・政令で指定する简易な構造の建築物について建築規制を緩和する。	（地区計画の区域内における容積率の特例）法六十八の三 ・誘導容積制度なし
4 簡易な構造の建築物に係る建築規制の見直し	・なし		

事 項	本 法 律 案	政 府 案	現 行 法
5 総合的設計による一団地の建築物の取扱い	・ 現行法に同じ	(総合的設計による一団地の建築物の取扱い) 法八十六	(総合的設計による一団地の建築物の取扱い) 法八十六
特例	②一定の条件に該当する地区計画の区域内においては、一団地の総合的設計による建築を工区を分けて行うことができる。	②一定の条件に該当する地区計画の区域内においては、一団地の総合的設計による建築を工区を分けて行うことができる規定はない。	・ 工区を分けて建築できる規定はない。
本法の施行期日	本法の施行期日	本法の施行期日	本法の施行期日



現行都市計画法の仕組み



資料

料



〈シャドーキャビネット関係〉

一九九二・六・六

みんなあつまれ！人権フォーラム

シャドーキャビネットからの基調提起

日本社会党シャドーキャビネット

人権・女性委員長 竹村泰子

一 はじめに

人権とは、わたしたちが社会の中で、人間として自分で生きるという実感と意欲を満たすためひとしく保障されなければならない普遍的な権利です。この基本的人権は、世界人権宣言、日本国憲法によっても保障されているものです。そして人権は固定したものではなく社会の変化とともに姿を変え、また新たな問題も生じます。

これら多くの人権侵害が存在しますが、そのなかにいつも、女性へ

の問題です。

私たちの課題は、こうしたさまざまな問題へのアプローチを通して、全体として人権をどう確立していくかにあります。

二一世紀を展望したとき、人権の確立はきわめて重要な課題です。私たちが、物質的な豊かさを求めたあまり、置き忘れてきた問題が人権ではないでしょうか。だれもが分けへだてなく暮らせる社会をつくるために、私たちは提言します。

二 人権問題の現状について

その問題がいかなる理由でおこってきたかによつて、いくつかの個別の問題から考えてみましょう。一つは、前近代の身分制度や、差別意識にその起源をもつ部落問題を中心としたものです。

二つめは民族問題に、特にその要因をもつもの。アイヌ民族問題は最も端的な例ですし、また、日本の植民地支配の産物である在日朝鮮・韓国人の問題もその根底には民族問題があるでしょう。

三つめは、身体または精神に障害を持つたり、エイズ、ハンセン氏病などの特定の病気にかかることによって、著しく社会的不利益を受けるということなどがあります。

四つめには、個人の思想・良心・信教などのちがいによって人権の侵害を受けることがあります。就労上の差別を受けたりすることは、古くて新しいものです。



の人権侵害があるのは言うまでもありません。女性の人権を軽視する風潮は、私たちの生活の場すべてにいまだに広範に存在しています。

年齢の差によって起くる子ども・高齢者の問題も広範なものとして日常的に存在しているといえるでしょう。

こうした問題とともに、現在では過労死に象徴されるように、人権が誰もがかかわってくるものとしてクローズアップされてきていることを念頭におかなくてはなりません。また近年問題となっているのは、さまざまな人権侵害が国内のみならず、海外にも波及していることです。アジア諸国などへの売春ツアーガなれば公然と行われていることや、外国人女性労働者が日本国内で風俗産業に従事せざるを得ないことなどは端的な実例といえるでしょう。

このように、多くの人権侵害が解決されない一方で新たな問題も生みだしています。人権意識を欠落させたまま社会が成長を遂げてしまつたことがさまざまひずみをもたらしているのです。

また特に忘れてならないのは、戦後処理の問題です。日本が戦前におこなった海外侵略、植民地支配は従軍慰安婦問題にも典型的に示されるように筆舌に尽くしがたい非人道的行為でした。こうした著しい人権侵害に対する反省がまったく欠けていることは、戦後責任をいまだ放置したままであることに如実に表れています。

人権問題を考えたとき、それはさまざまです。しかし、それらが別々に存在しているのではなく、それぞれが深く関わっています。こうしたとき、それぞれ個別の問題を解決するための政策とともに、総合的な人権政策を確立する必要があります。

いま、さまざまな運動が、それぞれの共通項で連帯をふかめ、共同の闘いに取り組んでいます。そして、そのことが、人権確立のための取り組みを広範なものにし、いま、おおきなうねりとなりつつあります。

いまこそ、人権確立のための、そしてその総合的な政策確立にむけ

ての好機なのです。

三 総合的な人権政策の確立のために

(1) 國際条約の完全批准を

現在、國際人権規約をはじめとした、國際人権関連条約の精神を具現化するために、それに関する国内法を見直すことはいうまでもなく必要です。この間の政府の批准にあたっての基本姿勢は、他の先進諸国にくらべ慎重かつ厳格な態度をとりつづけているため、未批准のままに置かれている人権関連条約が多くある一方、政治的な配慮から今回子どもの権利条約のような批准状況もあります。政府は「子ども」ではなく「児童の権利に関する条約」と訳し、留保や解釈宣言を付けて国内法をまったく改正せずに批准しようとしています。しかし、子どもの権利条約の精神を実のあるものにするためには、国内法の見直しはさけて通ることはできません。

このように、國際条約の批准とそれとともになう国内法の改正をかち取っていくとともに、依然多く存在している未批准の条約も、早期完全批准を政府に強く迫っていきます。

とくに、國際人権規約B規約の選択議定書、人権差別撤廃条約、死刑廃止条約などは、早期批准をかち取らねばなりません。

(2) 具体的な法制度の改革を

人権確立のために、整備、改善すべき課題は多岐にわたります。雇用における男女の平等を確立するために、男女雇用機会均等法をより実効あるものに、改正します。さらに、男女がともに仕事と家庭を両立させることができるよう、その条件を整備し、育児休業法の改正による休業中の所得保障をめざすとともに、女性の人権侵害を許さない社会をつくるために、夫婦別姓を認めるなど、民法の改正も必要です。

す。また、いまとくに問題となっているのは、職場における性的いやがらせの問題であり、その実態把握と、判断基準の明確化が求められています。

高齢者的人権確立のためにその社会生活権の保障をしていくことも重要な課題です。高齢者がその意欲に応じて、生活できるとともに、寝たきり老人の介助制度なども整備していかなければなりません。

部落問題については、同和対策審議会答申で、その解決が国民的課題として位置付けられて以来、三度にわたる事業法の制定により、改善事業が進められてきました。しかし、部落問題の根本的な解決をめざすにはあまりに不十分であり、部落解放基本法の制定が叫ばれています。さる三月、时限立法の、地対財特法が五年延長されることとなり、事業は継続されることとなりましたが、被差別部落の実態を明らかにし、その問題の解決のための啓発などを有効に行い、差別に苦しむ人々を救済するためにも、部落解放基本法の早期制定を、に全力をあげて取り組みます。

アイヌ新法の制定も、長い間の差別構造を打ち破るためにねばりよい運動が必要です。アイヌ民族は、江戸時代からすでに差別と迫害を受け、明治以降も、政府の同化政策によって民族的権利を蹂躪され続けてきました。アイヌ民族の民族的権利を回復するためには、差別立法である「北海道旧土人保護法」を廃止するとともに、民族的権利を保障するために、民族差別の撤廃、民族教育の保障、文化の振興、経済自立政策など総合的施策を行っていくために、また、民族議席についても検討しながら、アイヌ新法の制定をめざします。

障害者問題は多岐にわたりますが、大きな問題の一つに、精神保健法の改正があります。現在の精神保健法では、措置入院の制度などの再検討が必要となっています。また、「障害をもつアメリカ人法（A.D.A.）」などの例にならない、問題の根本的解決を図るために、障害者差別の存在を直視し、障害者が不利益をこうむることのない生活環境の

整備、就労保障をはじめとして、障害者が自身の力で主体的に生きてゆくことができるよう、心身障害者対策基本法の抜本的改正を推進します。

在日朝鮮・韓国人をはじめとした定住外国人の人権確立のために、その市民権を最大限保障しなければなりません。安定した在留権を保障するとともに、すべての社会保障における国籍条項の撤廃をはじめ、民族教育の権利を確立し、就職差別をなくすための行政指導のシステムも確立します。参政権の問題なども今後の検討課題としてあげられます。また、外国人労働者など、非定住外国人についても、国際人権規約や一九五九年のILOの移民労働者条約及び勧告にのっとりその人権の保障をはかります。

日本の国家責任も人権と深く結びついています。なおざりにしてきた戦後責任を明確にし、戦争被害への補償を行うために、戦後補償に関わる法律の整備を、総合的な戦後補償法制定を念頭に置きながら進めます。

また、拘禁四法案が政府から提出されていますが、私たちは、人権侵害の恐れが強い代用監獄制度の廃止をめざし、被疑者・受刑者の人権擁護に取り組みます。

(3) 人権に関する行政機関・機能の充実を

人権問題はすべての人にかかわってくる問題である以上、個別のさまざまな課題への取り組みを通じて得た成果を基礎に、総合的な人権政策の確立を私たちには必要としています。

恒常的に人権擁護・啓発を有効に行う機関も、整備しなくてはなりません。現在、法務省管轄下に人権擁護局が設置されていますが、実際は必ずしも充分機能していないのが現状です。現在の制度を再度見直し有効な機能を果たせることができるよう、新たな人権啓発機関の設置などを含めて、改編することが求められます。

人権と一口に言ってもその問題、そして課題が広範に存在していることは事実です。そのため、人権に関わる行政機能もさまざまな分野に分かれていることは、ある程度は仕方のないことです。しかし、行政機能が細分化されることによって起る弊害も無視するわけにはいきません。

少なくとも、啓発の分野や、救済機関を設置した場合などを想定すると、その機能の一定の統合をはかる必要がでてきます。

現段階では、即実現することは困難ですが、長期的な視野に立ち、世界各国の人権行政のあり方なども充分検討したうえで、将来的に、例えば人権担当省庁の設置なども念頭におきながらトータルな行政機関の設置を検討していきます。

(4) 人権侵害に対する救済機関の設置を

現状では、人権を擁護し、人権侵害を受けたときに対応する機関が整備されていません。現在日本では、労働三法に違反した行為についてその仲裁機関として労働委員会が設置されています。同様に、人権侵害にあたる行為にたいしてその侵害を受けた人を救済する意味での人権委員会を、行政から独立した第三者機関として新たに設置する必要があるのではないでしょうか。

現在政府は批准をしていませんが国際人権規約B規約の選択議定書では、国内にあるすべての個人が、B規約の人権を侵害されたとする場合、その個人が、日本国内のすべての利用できる救済策を尽くしてなお不備のあるときには、国連・規約人権委員会に通報することができます。そして、委員会はそれを審議する権限を持つています。しかし政府は、こうした規定を含んだ選択議定書の批准にはきわめて消極的です。わたしたちは、日本の人権状況を根本的に解決していくために重要な、選択議定書の早期批准を求めるとともに、それを実現するためには国内における救済機関としての人権委員会を

早期に設置させるよう検討します。

四 人権確立のために継続的な行動を

様々な課題はもちろん、トータルな人権政策を確立するためにも、幅広いさまざまな運動と連帯を深めていかなくてはなりません。こうした運動の広範な結集こそが、最も大きな力となるからです。そのため社会党と、人権確立のために取り組む運動団体・個人との共同作業の場として、また法制度の見直し、新たな機関の設置などの論議も恒常的に行う場をつくります。

そして、その場における議論と作業をとおして、二一世紀を展望した、日本のトータルな人権政策の行動計画の策定をめざします。

同時に、現在シャドーキャビネットでおこなっている人権公聴会をより充実させるべく努めます。

一九九二・六・一〇

地方分権特例制度検討小委員会 報告について（コメント）

日本社会党シャドーキャビネット
自治委員会 五十嵐 広 三

一、昨年末の「豊かなくらし部会」の第2次部会報告の中で提起された地方分権特例制度、いわゆるパイロット自治体については、実験的試みとしてわれわれも一定の期待を抱いていた。しかし、小委員会における検討で各省庁の大きな抵抗・反発にあり、当初は国の持つ許認可権限等を特定の自治体へ移譲するとされていたものが、小

委員会報告では運用の配慮にとどめられ、「迅速処理を行う」、「彈力的運用を図る」、「必要な配慮をする」、「予算編成過程において検討し結論を得る」など、事実上各省庁の胸三寸に委ねられて骨抜きにされたことは、極めて残念である。

二、また報告は、地方分離特例制度推進本部（仮称）を設けて申請手続きや指導・検証等を行うことを提言しているが、「この本部は、地方分離特例制度の推進を担うのにふさわしく、内閣総理大臣を本部長とし関係大臣をメンバーとするなど権威の高い構成とする」、「関係各省庁の幹部クラスで構成する幹事会を置く」として、およそ地方分権と相反する思想を露呈している。

三、小委員会のメンバーの意欲と努力を評価しつつも、本報告は行革審の限界を示したものとして失望せざるをえない。わが党は、地方分権こそ新しい時代の社会システムと確信しているが、これまでの行革審など政府諮問機関の答申が常に挫折を重ねている経過ならびに地方団体等の意見を踏まえ、この際党としての分離推進の具体的方策の確立をめざす。

一九九一・六・一

「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）に対する談話

日本社会党シャドーキャビネット

農林水産委員長 村 沢 牧

一、農林水産省は昨日、かねてから検討を進めていた「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）を発表した。

この「新政策」は、現在の食料、農業、農村のおかれている現状

について、厳しい認識と分析を行ながらも、今日の食料、農業、農村の危機的状況を招いた真の原因について農業基本法農政三〇年の検証と反省が欠落している。それは、財界主導による自民党政府の合理化農政のもとで減反政策に象徴されるよう国内生産を抑制する一方、無原則的な農産物輸入拡大と国の農林水産予算の大幅削減等が展望のない農政を生み、今日の状況を招いているのである。

一、「新政策」は農政の方向を列記しているが、目標と現実をどう結びつけていくかというプロセス、制度改正、財政措置、政府全体として取り組む姿勢等が欠落しており具体性を欠くものである。

一、「新政策」では世界的食料需給の逼迫、経済力にまかせた食料輸入拡大は輸出国自体の環境破壊につながると分析しながらも食料自給率向上のための具体的展望を示さずただ「食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていく」としか述べていない。国民に安全な食糧を安定的に供給するためにも、食料自給率向上は最重要課題といえよう。

一、「ガット・ウルグアイラウンドにおけるコメ市場開放問題が国民の重大な関心を集めているとき、「新政策」では「一定の国境措置」が必要と述べているが、「一定の国境措置」とは何を指すのか不明である。世界最大の食料輸入国であり、食料自給率も先進工業国の中でも最低水準にあるわが国が、基礎食料の自給、輸入数量制限の堅持は当然の主張であり「新政策」のなかで明確にすべきである。「新政策」はコメの自由化を前提としたものであっては断じてならない。

一、「新政策」では将来の経営主体のあり方として大規模稻作農家五万户、複合経営農家一〇万戸、集落集団二万集団を組織するとしている

るが、農地、土地改良制度等どのようなプロセスと政策手段で実現するのか、また担い手をどのように確保するのか不明確である。大

規模稻作農家は、より機械化、化学化の方向をたどり、環境保全型農業と逆行するばかりか、「新政策」の生産調整対策や価格政策によって中山間地域の稻作は切り捨てられることになることは明らかである。

一、農業基本法三〇年の歪みが象徴的に集中している中山間地域について「新政策」は、「労働集約、高付加価値型農業」等を提起しているが、高齢化、過疎化、集落の崩壊の危機に直面している中山間地では、まず人が働き住む条件づくりが緊急な課題である。そのためにはヨーロッパ諸国で一〇年にわたって導入し国民合意を得て、所得補てん政策をわが国も「日本型所得補てん政策」として導入すべきである。

一、「新政策」では価格政策は需給事情を反映させた価格水準としていく必要があるとしているが、農産物国内生産水準を具体的に明らかにし、それを確保する方向で価格政策を展開し、農業者の所得を保障すべきである。また、流通管理については、政府の責任ある在庫の確保、安全な食糧を安定的に供給する政策を明らかにすべきである。

一九九二・六・一九

九二年度予算の概算要求についての提言

一 生活重視型予算に切り換える予算策定を目指して —

シャドーキャビネット委員会・財政委員会

今、国家予算に求められているのは、国民生活重視の予算にどのようにして切り換えていくか、冷戦後の軍縮効果を予算面から地球規模の国際貢献にいかに図るか、近未来の高齢化社会での福祉と負担をどのように行うのか、である。

しかし、残念ながら現在の漸増主義と各予算項目の前年度比伸び率を一律に押さえるシーリング方式では新たな課題と政策に対応するものとはなりえない。むしろ、財政計画の基本となる国の財政運営について明確な方針のないところが、国の予算を機能停止に陥らせていている。わが党はこれまで、内需主導型経済構造への転換を国民の生活構造の向上、近代化によって同時達成するよう強く求めてきたところである。あらためて九二年度予算の概算要求にあたり、経済構造の転換と国民生活の近代化のための諸施策を表現するため次のようない概算要求規準に編成するよう提言する。

一、概算要求基準の策定について

1、自民党・政府による現行概算要求基準の限界

わが国の予算は八二年度予算から始まったゼロシーリング、そしてマイナスシーリングの実施により、予算が硬直化し、経済政策に対する機動的な予算となり得ずになっている。結果的には、各首庁の既持権を温存するものとなり、現在求められる国民生活重視型予算に切

り換えていく上での阻害要因とさえなっている。九一年度及び九二

年度予算の策定において、生活関連一千億円そして公共事業臨時

特別枠二千億円を設けているが、その生活関連のうち公共事業関係費においても住宅対策や下水道等の直接国民生活に影響を与えるものには約半分しか配分されておらず、治山・治水・道路整備といった各省庁の公共事業の枠のなかでの配分といった色彩の濃いものとなっている。

2、シャドーキャビネットとしての提案

国の予算が国民のために有効に使われ、そして国民の理解が求められる国民生活重視型の予算に切り換えていくためには、現行の概算要求基準の見直しが必要である。具体的には、今の各省庁の積み上げ方式を前提とした基準から、各省庁を横断した形で、①公共事業費の中から「生活大国」実現費としての生活関連公共事業費、②社会保障関係費のうち高齢化対策費、③各省庁に係る政策的経費のうち環境対策費というように、それぞれに分類し、投資的経費と経常経費を併せてその概算要求基準として示す必要がある。

一、財政投融資の活用

第二の予算といわれる財政投融資は、財政制度の基本的枠組みに組み込まれ、その規模も年々増加し、九二年度は四〇兆円を超える一般会計の六割に迫っている。しかも、財政投融資はその制度上、一般会計に比べ機動的な運営ができるメリットがあり、景気浮揚の即効薬としての期待が高まっているところである。

しかし、財政投融資に要求されるのは、景気対策という短期的な政策だけでなく、中・長期的な視点からの資金需要、例えば社会資本の整備、海外経済協力への的確な財政投融資の配分である。したがって、現在国会に提出されている財投計画だけでなく、生活基盤関連の整備に係る財投計画の策定、事業の優先度の明確化を示す必

要がある。

三、新たな特別枠の考え方

1、環境対策の充実

現在の政策課題となっている環境対策については十七省庁で計上されているが、行政府が有機的に対応することが重要な環境問題にあっても、その予算措置相互間の関係が明確でなく、いわゆる「縦割り行政」になっている。地球環境に関する諸経費については、国民的視点からの理解が得られる形での体系が求められており、産業、国民生活、政府、海外の各部門においての有機的な連携に対応した予算編成の仕組みが必要である。

同時に、環境対策のうち最も必要とされているCO₂抑制政策としての課徴金制度、環境スマップ制度、排出権市場制度を検討しなければならない。環境課徴金制度についてはあくまでも経済効果を期待するものとし、環境対策の財源確保を主目的としないことを財政制度の中で明確に位置付け、CO₂抑制政策を打ち出すことが必要である。

2、高齢化社会に向けた予算

来るべき高齢化社会は、わが国の経済・社会構造の質的転換を求めている。それはまた、納得の出来る負担なら、サービスに応じた対価を支払ってよいとの国民世論も醸成しつつある。しかし、わが国の社会保障関係費は、この国民的な関心事である高齢化対策について分類されてしまはず、判断材料を積極的に提供しサービスの受け手の側が望む高齢者福祉の内容を吸い上げることができる構造にはなっていない。机上の論ではなく、生活実態に則した高齢者福祉のビジョンを策定するためにも、その財政的な裏打ちになる高齢化対策費を分類することは不可欠の要素もある。したがって、老人医療・年金・高齢者介護・ケアのためヒューマンパワー・住宅を含

めた福祉のまちづくりのための社会資本整備・雇用等々を、高齢化対策費として一括することで、時代と国民的な要請に応えうる超高齢化社会に向けた予算編成を図る必要がある。

四、防衛費の抑制

防衛費については、軍縮平和を積極的に進めるための軍縮計画を策定し、計画的に削減すべきである。特に、現行の中期防衛力整備計画の抜本的見直しを図り、防衛費の抑制、自衛隊の再編縮小に着手する。具体的には、自衛隊定員の削減を図り、師団等の統廃合、装備の削減を進める。

さらに、沖縄をはじめとして基地の縮小、撤去、在日米軍の削減を求める、在日米軍駐留経費については増額しない。

一九九二・七・二

一九九三年度地方財政対策 等に関する要請

政府・自治省におかれては、景気・経済対策に関連して地方財政対策に万全を期するとともに、一九九三年度予算においては次の諸項目に特段の留意を払い、その実現に努めるよう要請致します。

是正し、地域の住民と自治体の自主・創造性を押し拡げることに留意すること。
二、今年度補正予算については、速やかにその規模と内容、財源対策を地方に提示すべきであり、とりわけ来年度をも展望して単独事業の上積みを図るべきである。
とくに、補正においても一般的な公共投資ではなく、高齢化対策、環境対策、廃棄物対策など今後の我が国が重点的に推進すべき施策を重点とするとともに、各団体の財源対策については現下の財政状況にかんがみ、起債の発行とその償還財源対策等に万全を期すこと。
三、景気対策については、国際公約でもある内需拡大による経済成長率の確保の観点から、社会共通資本の整備とともに可処分所得の向上による個人消費拡大策を図るべきである。したがって、今年度から来年度以降にまたがる適切な規模の所得税、住民税減税、消費税率の是正、時間短縮・省力化と省エネルギー・環境保全などを目的とする中小企業を中心とした投資減税を実施するとともに、個人住宅・店舗・小規模工場等に係る固定資産税の評価制度の改変については慎重に対応すること。
また地方公務員の給与の改善について適切に対応すること。

四、地方財政の厳しい現状と自治体行政における財政需要の拡大の傾向を的確に認識し、来年度地方財政計画の策定に当たっては地方団体の意見を十二分に尊重するとともに、地方交付税制度についてはその性格にかんがみ、特例減額等を繰り返さぬようとくに留意すること。

五、自治・分権を推進し、地方行財政の自主性を高めるため、機関委任事務、許認可事務等の抜本的な整理合理化を図り、権限移譲を推進するとともに、そのための法整備を図ること。

また、国庫負担制度の充実、奨励的補助金等の一般財源化を含めた整理合理化の推進と存続するものについての超過負担の解消等を

推進すること。

六、第一二三通常国会において衆参両院の地方行政委員会において全会一致で採択された「地方財政の拡充強化に関する決議」の誠実な履行に努めること。

とりわけ、地域福祉に係る経費の拡充、国民健康保険事業に対する的確な支出、地域づくり推進事業のさらなる推進、地方公営企業の経営基盤の安定と助成、環境保全対策及び国際交流・在日外国人対策の充実、土曜閉庁完全週休一日制の徹底と福祉職員等の人才確保・待遇改善などに万全を期すこと。

七、以上について、自治大臣以下自治省の特段の検討による施策の前進を要請するとともに、地方行政財政の充実による地方自治の発展を期するため、今後とも真摯かつ率直な協議、意見交換の機会を適時設定するよう希望する。

一九九二年七月一日

日本社会党シャドーキャビネット
自治委員長 五十嵐 広三
日本社会党地方行政部会
会長 野田 哲
副部会長 中沢 健次

自治大臣
塩川 正十郎 殿

△そ の 他

一九九二・六・一一

各種給付に係る児童の年齢要件に関する法律案要綱

(六月十一日参議院社会党提出)

第一 みなし十八歳

次の給付については、十八歳に達した日以降最初の三月二十一日までの間にある者は、十八歳に達していない者とみなして、当該給付に関する法令の規定を適用すること。(本則関係)

一 老齢・退職を支給事由とする年金給付で、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの

二 障害を支給事由とする年金給付で、十八歳未満の者についてその額の加算要件が設けられているもの

三 死亡を支給事由とする年金給付又は一時金給付で、十八歳未満の者について支給要件、その額の加算要件又はその額の算定の区分が設けられているもの

四 未帰還者留守家族手当

五 児童扶養手当

六 児童手当

第二 施行日前におけるみなし十八歳

(1) 施行日前において十八歳に達した日以後最初の三月三十一日までの間にあった者を十八歳に達していなかった者とみなしたとするならば、施行日以後において年金給付の受給権を有し、又は当

該年金給付の額が加算されることとなる者についても、第一と同様の措置を講ずること。ただし、現に他の者が有する年金給付の受給権が消滅し、又はその支給が停止されることとなる場合については、この限りでないこと。（附則第二項関係）

(2) (1)による年金給付は、施行日の属する月以降の分について行い、当該月前の分については行わないこと。（附則第三項関係）

(3) 施行日前の支給事由に係る年金給付の受給権が施行日以後に消滅した場合に支給する一時金給付についても、第一と同様の措置を講ずること。（附則第四項関係）

第三 施行期日等

(1) この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行すること。

（附則第一項関係）

(2) その他所要の経過措置を講ずること。（附則第五項から第七項まで関係）

一九九二・六・一五

開

地球サミット開幕に当たつて（談話）

日本社会党環境部会

一九九一・六・一七

製造物責任法案の提出について

日本社会党政策審議会

法務部会

製造物責任問題特別委員会

（ブラジルのリオデジャネイロで開かれていた「国連環境開発会議（地球サミット）」は、「気候変動枠組み（温暖化防止）条約」「生物多様性条約」「森林に関する原則声明」をはじめ、「環境と開発に関するリオ宣言」と行動計画である「アジェンダ21」などを採択して閉

幕した。今回の会議で、数多くの成果が上げられたことは評価できるが、準備会合の段階において、先進国と発展途上国のそれぞれのコンセンサスが得られず、合意内容が次第に後退したことは残念であると言わざるを得ない。

しかし、わが党は、今回の会議が最終決定ではなく地球環境保全のための「始まりの第一歩」であることを認識し、政府に対して最低限これらの合意事項の遵守を求めるものである。

そのため政府は、オゾン層保護のためフロン等の使用禁止期限の前倒し、温暖化ガス排出のための抑制対策を急ぎ実施すべきである。また、発展途上国で環境破壊を引き起こす可能性のある政府開発援助（ODA）のあり方を再検討し、環境面を重視した援助になるよう強く要望する。

そして、まず足元から進める意味で、「環境保全基本法」や「環境アセスメント法」「情報公開法」を制定すべきであると考える。

わが党は、地球環境の保全については、政府のみならず事業者も含め、すべての国民が今回の会議の意味を十分認識し、協力・協調しつつ大きな成果が上げられるようその先頭に立って尽力する決意を表明する。

「法律案」(略称・製造物責任法)を参議院に提出した。

○ 法案のポイント

① この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の無過失損害賠償責任その他必要な事項について定めることにより、被害の救済を図り、もって消費者の保護に資することを目的とする。

② この法律において「製造物」とは、人が製造した動産をいうものとする。ただし、未加工の農産物は製造物に含めないこととした。これは、本法の立法趣旨が今日の高度に技術化された工業製品によって生ずる被害の救済にあること、零細な農家に無過失責任を課すのは適切でない等の政策判断によるものである。

③ この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること(当該製造物に関する説明・指示・警告その他の表示を欠くこと等により安全性を欠くこととなる場合を含む)をいう。これは、ある程度の誤用をも含める趣旨である。

④ 本法の無過失責任に基づいて賠償すべき範囲には、当該製造物

自体について生じた損害を含める一方、事業上の損害については、

一般的に損害額が莫大なものになることが予想されることから、個人事業の生命・身体が害されることによる逸失利益以外はすべて除外した。

⑤ 欠陥と因果関係について推定規定を設け、被害者側の立証責任を軽減した。ただし、この二つの推定規定は二重に適用されないものとした。

⑥ 製造物を流通に置いた日から二十年の間に被害者から裁判上の請求がなされない場合には製造者等の責任は消滅するという「責任期間」の規定を設けた。

○ 製造物責任立法は世界的な流れとなつており、わが国でも同法の

制定を求める声が高まっている。今回社会党が提出する製造物責任法案は、企業優先を転換し国民・消費者の生活が重視される公正な社会を実現するという基本的な考え方に対しともに、他方では、事業者とりわけ中小企業者等に過度の負担とならないことにも留意しつつ、検討を行ってきたものである。

政府の国民生活審議会は今秋を目途に総合的な消費者被害救済策の検討を行っており、また労働組合の連合でも政策・制度要求の一環として製造物責任制度についての本格的な検討を開始した。これらの動向にも注目しつつ、今後、立法府における具体的かつ積極的な議論を喚起していきたい。

○ 本件につき問合せ先 社会党政審(衆3880-4) 大塚、仙波

製造物の欠陥による損害の 責任に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、製造物の欠陥によって損害が生じた場合における製造者等の損害賠償の責任その他必要な事項について定めることにより、製造物の欠陥による被害の救済を図り、もって消費者の保護に資することを目的とすること。

第二 定義

(第一条関係)

1 この法律において「製造物」とは、人が製造した動産をいうものとすること。

2 この法律において「製造」には、加工を含み、栽培、増殖及び飼養を含まないものとすること。

3 製造物が他の動産又は不動産の一部を構成することとなつた場合の当該製造物に係る部分は、製造物とみなすものとすること。

4 この法律において「欠陥」とは、製造物が、その通常予期される使用に際し、消費者が正当に期待し得べき安全性を欠いていること（当該製造物に関する説明、指示、警告その他の表示を欠くこと又はその表示が不適切であることにより消費者が正当に期待し得べき安全性を欠くこととなる場合を含む。）をいうものとすること。

5 この法律において「製造者等」とは、次に掲げる者をいうものとすること。

一 製造物の製造を行った者

二 製造物の輸入を行った者

三 製造物（その容器及び包装を含む。第三一の四において同じ。）に自己の氏名又は名称、商標その他の標示を付すことにより、自己を一若しくは二に掲げる者として表示し、又は自己

がこれらの者と認められ得る表示をした者

6 この法律において「供給者」とは、製造物の販売、賃貸その他 の供給を業として行つた者（製造者等を除く。）をいうものとすること。

（第一条関係）

第三 無過失責任

1 製造物の欠陥により他人に損害（他人の事業について生じた損害（その者が事業を行う個人である場合にあっては、その生命又は身体が害されることにより生じたものを除く。）を除く。以下同じ。）を生じたときは、当該製造物の製造者等は、その損害を賠償する責めに任ずるものとすること。ただし、当該製造者等が次のいずれかに該当する事実を証明したときは、この限りでないものとすること。

一 当該製造物を自己の意思により流通に置いたのでないこと。

二 第二一五の一に掲げる者にあっては、当該製造物の製造をしきれを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

三 第二一五の二に掲げる者にあっては、当該製造物の輸入をしきれを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

四 第二一五の三に掲げる者にあっては、当該製造物に第二一五の三の標示を付してこれを流通に置くことを業として行つたのでないこと。

五 当該製造物が他の動産又は不動産の一部を構成する場合には、当該製造物の欠陥が専ら当該他の動産若しくは不動産の構造又は当該他の動産の製造若しくは当該不動産の建設若しくは造成を行つた者の指示に起因して生じたこと。

2 1の製造物の欠陥は、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時において存在していたものであることを要するものとすること。

（第三条関係）

第四 連帯責任

この法律の規定により同一の損害につき賠償する責任を負う者が二以上ある場合には、各人は、連帯して賠償する責任を負うものとすること。

（第四条関係）

第五 欠陥の推定

1 製造物を合理的に予期される方法で使用したにもかかわらず、その使用により損害が生じた場合において、当該損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないときは、当該製造物に欠陥があつたものと推定するものとすること。

2 損害が発生した時において存在していた製造物の欠陥は、当該損害の発生の当時において製造物を使用していた者がその使用に係る期間を通じ当該製造物を通常予期される方法で使用していたと認められる場合には、当該製造物の製造者等がこれを流通に置いた時から存在していたものと推定するものとすること。

(第五条関係)

第六 因果関係の推定

製造物に欠陥が存在する場合（第五一により欠陥があったものと推定された場合を除く。）において、当該製造物の使用に際し、当該欠陥により通常生じ得る損害と同一の損害が生じたときは、当該損害は当該欠陥によって生じたものと推定すること。

(第六条関係)

第七 供給者に対する告知の請求及び供給者の責任

1 製造物の欠陥により損害が生じたときは、被害者は、当該製造物の供給者に対し、当該製造物の製造者等又は当該供給者より前の供給者を特定するために必要な事項を告知するよう請求することができるものとすること。

2 1の請求があつた日から三月以内に、当該請求をした者に対し、当該製造物の製造者等（当該製造物が輸入されたものである場合にあっては、輸入を行つた者又は輸入された製造物について第二五の三の表示をした者。3において同じ。）又は当該供給者より前の供給者の氏名又は名称及び住所等これらの者の中いずれかを特定するに足りる告知がされなかつたときは、当該請求を受けた供給者は、当該製造物の製造者等が負う責任と同一の責任を負うものとすること。

3 2にかかわらず、当該製造物の製造者等について第三一の一から五までのいづれかに該当する事実の証明があつたときは、2の供給者は、2に定める責任を負わないものとすること。

4 2により損害を賠償した供給者は、第三一の賠償責任を負う製造者等に対し、その賠償した額の全部につき求償することができるものとすること。
(第七条関係)

第八 賠償についてのしんしゃく

損害の発生に関して被災者に重大な過失があつたときは、裁判所

は、損害賠償の額を定めるについて、これをしんしゃくすることができるものとすること。

(第八条関係)

第九 責任期間

1 製造者等又は供給者は、製造者等が製造物を流通に置いた日（供給者にあっては、その製造物の製造者等のうち当該製造物を最後に流通に置いたものがこれを流通に置いた日。以下この項において同じ。）から二十年を経過したときは、当該製造物に係る第三一又は第七二の責任を負わないものとすること。ただし、製造者等が製造物を流通に置いた日から二十年を経過する日までの間（2において「責任期間」という。）に被害者から裁判上の請求がされたときは、この限りでないものとすること。

2 長期間にわたる人体への蓄積、作用又は潜伏の後に人の生命又は身体を害する性質の物を含むため、その欠陥による損害が責任期間を超えて生じ得るような製造物については、1は適用しないものとすること。

(第九条関係)

第三一又は第七二による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が製造物の欠陥、損害及び賠償義務者を知った時から三年間行わないときは、時効によつて消滅するものとすること。

(第十条関係)

第十 消滅時効

この法律の規定に反するあらかじめなされた特約で被害者に不利なものは、無効とするものとすること。

(第十一條関係)

第十一 他の法律との関係

第三一及び第七二に定める責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるものとすること。

2 この法律の規定は、原子力損害に関する法律（昭和三十六年法

律第百四十七号) 第三条の適用がある損害については、適用しないものとする。

(第十二条・第十三条関係)

第十三 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に製造物の欠陥により生ずる損害について適用するものとすること。 (附則関係)

一九九二・六・一八

一九九二年産生産者米価等に関する申し入れ

今日、わが国の稲作農業は非常に重大な局面を迎えており、一方では、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉の日本に対するコメ市場開放の外圧、他方で相次ぐ米価の引下げや農村の過疎化、後継者不足など、稲作農家は将来展望を喪失しつつあり、それは、本年度十三三万ヘクタールの減反緩和がスムーズに進んでいないことにも明らかである。そのため今年の作柄いかんでは、外米輸入の事態さえ招きかねぬ状況を生んでいる。

いま、わが国農業にとって大事なことは、農家の生産意欲を伸ばし、家族農業を守り、環境保全型・安全食糧生産の農業に変えていくことである。このため、われわれは、政府に対し左記事項の実現を強く要求する。

一、コメの市場開放は、数次にわたる国会決議並びに国土と環境保全寺を踏まえ絶対に行わないこと。

一、一九九二年産生産者米価については、農家の所得を保障し再生産が確保されるよう、現行価格を引き上げること。

一、水田の環境保全機能を正しく評価し、中山間地域農業の振興をはかるべく、「所得補てん政策」を導入すること。

一、ポスト後期対策の測定に当たっては、自主流通米価格の乱高下を招き食管を危機に陥れる選択性の導入は行わず、現行転作奨励金制度を継続すること。

一、コメの安定供給を確保するため、食管制度を堅持し、コメ需給調整に必要な政府米確保を行うこと。また、自主流通米価格形成機構は、食管制度の枠組みのもとにおさめ、入札取引は、指標価格作りに必要な範囲にとどめ、数量、回数、値幅制限とも現行通りとすること。また、自主流通米奨励金は現行通りとすること。

一九九二年六月一八日

日本社会党中央執行委員長 田辺 誠
コメ市場開放阻止。

農業再建闘争本部長 伊藤 茂

農林水産大臣

田名部 国 省 殿

一九九二・六・一九

第一二三通常国会

閉会に当たつて（談話）

日本社会党書記長

山花貞夫

一、本日、第一二三通常国会は実質上閉会した。今国会の課題は、①宮沢総理のリクルート疑惑をはじめとして共和汚職・佐川事件の解明と政治腐敗防止確立・政治改革の実現、②国際的な軍縮潮流を推進するための防衛費圧縮の具体化と平和憲法に基づく国際平和貢献策の確立、③高齢社会対策や地球規模の環境保全、労働時間短縮など国民生活の質の向上とバブル経済からの脱却を結合させた経済構造の転換などであった。

しかし、既に周知の通りこれららの課題はいずれも不本意な結果に終わったと言わざるをえず、国会終盤の政府PKO法案の成立強行は、歴史に「平和憲法と議会制民主主義の危機顕在化」としてその名をとどめるものといつて過言ではない。

一、自衛隊の海外派遣を柱とする政府PKO法案が、国会の異常な運営によって成立したことは護憲の党としてその責任を極めて重く受け止めている。しかし国民は社会党の憲法擁護の強いメッセージを必ずや受け止めてくれると確信している。

今国会の最重要課題であった政治腐敗防止策の確立については、自民党が国会ルールを無視しPKO法案を優先させ、踏みつぶしてしまったことは極めて遺憾である。定数是正についても宮沢総理は遂に決断せず、むしろ加藤官房長官の共和汚職へのかかわりを隠蔽

するためPKO法案が利用され、さらには子どもの権利条約やバーゼル条約などが儀式とされたことに大きな憤りを感じる。党は共和汚職・佐川事件の追及、政治浄化、定数是正について早急な実現をめざし取組みを強化する。

国家公務員の完全週休一日制が実現したもののが地方公務員や民間への拡大をはじめ国民生活におけるゆとりと豊かさの推進について多くの課題が残されている。景気・経済対策における宮沢内閣の対応の立ち遅れは株価の低迷をもたらし、今年度の下半期以降の経済運営に影をなげかけているが、秋を待たず早急な対応を追及していただきたい。

一、明らかとなつたことは、自民党の長期にわたる政権支配が、政権構造汚職の頻発に見られるように政治の自浄能力を喪失させ、国民の政治不信を拡大させるとともに、これに対する自民党の危機乗り切り策が数の力を頼んだ強権的な国会運営の繰り返しとなって現われたことである。

現象としてはPKO法案をめぐり「自公民」という枠組みが示されたが、これは自民党政権の支配構造の脆弱性を一時的に覆い隠すものでしかなく、自民党政権の金属疲労は一段と増している。われわれの提起している連合の政治は、自民党の思惑を超えて歴史の流れとして現実のものとして近づきつつあると考える。

一、国会は党の強い要求である「議員辞職願」を処理できず幕を閉じた。今後、われわれは参議院選挙を通じて自衛隊の海外派遣反対を訴え、また国民の信を問うための解散・総選挙の実施を求めていく。護憲のたたかいはわれわれの攻めに対しても自民党の必至の防戦という状況のもとで参議院選挙を迎えることとなる。

われわれは参議院選挙を通じても国民の意思の表明を求め、一致結束して参議院選挙必勝を期し、憲法遵守の声を高くあげるよう国民に訴えていく。

一九九二年度予算概算要求基準

について（談話）

日本社会党政政策審議会
会長 早川 勝

一、本日、閣議決定された九三年度予算概算要求基準は、六年連続で「計上の経費マイナス一〇%、投資的経費ゼロ（対前年度比）」を原則とする一方、防衛費等を相変わらず例外扱いで優遇しており、

従来通りの予算編成を継続するものにはかならない。いま、予算編成に要請されているのは、国民生活重視の予算にどのように切り換えていくのか、冷戦後の軍縮と地球規模の課題にいかに対処していくのかなどである。しかし、現在の概算要求基準方式によっては、こうした新たな課題と政策に対応できないことは明らかである。

一、社会党はこれまで、国民生活向上による内需主導型経済構造への転換を強く求めてきた。去る六月一九日には、シャドー・キャビネット委員会・財政委員会で「一九九三年度の概算要求についての提言」をまとめ、従来通りの硬直的な予算概算要求基準を変更するよう政府に要求してきたところである。今後とも生活と環境への思いやりを重視した経済構造への転換を図り、軍縮と国際平和、地球規模の環境問題に積極的に貢献する予算の実現に向け全力をあげる。

一、人と環境にやさしい生活重視の予算編成が求められているが、従来型の概算要求基準による予算編成は、予算の硬直化をもたらし、結果的には各省庁の既得権を温存することになり、機動的な財政運営を阻害している。二五〇〇億円に増額された生活関連枠や前年を踏襲した二〇〇〇億円の公共事業臨時特別枠、また新たな経常経費としての特別枠である生活・学術研究臨時特別枠は、生活重視をうたい文句にしてはいるものの、きわめて場当たり的な対処措置であり、予算全体としてみれば転換が図られているとは到底いえない。むしろ概算要求基準の限界を示している。

一、防衛費については、軍縮・平和を積極的に進めるための軍縮計画

を策定し、計画的削減に早急に着手すべきであるにもかかわらず、従来通り優遇され前年度当初比一六五〇億円増額（三・六%増）されたことは時代錯誤もはなはだしい。防衛費にこそ「マイナスシーリング」の原則を適用すべきである。これでは、PKOなどへの自衛隊参加がアジア近隣諸国の人々の警戒を招くのも当然である。

また、ODAは単に増額を図るだけではなく、国益追求優先の国際貢献から脱却し、途上国などの国民生活の向上、自立的な経済発展に貢献し眞の国際協力を実現するため、「国際開発協力基本法」を制定し、援助計画の策定と実施、フォローアップ体制を整備すべきである。



一九九二・六・二六

「生活大国五カ年計画」

について（談話）

日本社会党政策審議会
会長 早川 勝

一、政府の経済審議会は二五日、「生活大国五カ年計画—地球社会との共存をめざして—」を答申した。労働時間の短縮、住宅の整備、国民生活に密着した社会資本の充実などは、長年わが党が主張してきたことであり、その目標自体は評価できる。しかし、それを実現するための有効な具体策はほとんど欠落しており、目標倒れに終わらかねない。二一世紀を前にして、豊かさが実感でき、ゆとりある社会を実現する機会は、今をおいてない。したがって、今日指さなければならぬことは、質の高い生活の実現であり、そのための具体的な手段・方法を明示し、それを着実に実行することである。

一、ふり返れば、内需拡大によるわが国経済構造の転換の必要性は、すでに六年前に前川レポートで指摘されている。しかもそれは、労働時間の短縮をはじめとした各分野の改善策を、わが国の今後の政策運営の指針として内外に公約したものであった。しかし、地方分権の阻害と東京一極集中の拡大、タテ割で硬直化した予算配分の継続による生活基盤社会資本整備等の停滞、バブル経済による歪みの拡大、バブル崩壊後の貿易・経営黒字の拡大、骨抜きにされた地価税などにみられるように、前川レポートは実質的に棚上げされ、今日に至るまでほとんど生かされてこなかった。それはまた、諸外国からのわが国に対する不信感を助長することにもなってきた。その

反省をせずに、今回掲げた目標を再び空文句で終わらせれば、國民と海外からの信用を失墜させることになろう。

一、社会党は、生活重視型予算への転換をめざして提言を行つており、従来の予算配分を改め、環境対策、高齢化対策等については別枠とし、生活関連を中心とした財政投融資の活用などを含めて、生活・環境などの政策目標の実現のための具体策を提案してきた。また、生活重視、国際協調推進の観点から企業の社会的責任を具体化することも重要なことであり、地球環境問題など要請されている諸課題に積極的に応えていきたい。今後とも、今回の新しい経済計画が、宮沢総理の単なる参議院選挙に向けたパフォーマンスで終わることのないよう監視し、加えて経済目標・内容の改善をめざし、経済政策全般について積極的な提案を行つていく考え方である。

一九九二・六・二六

党首会談における

宮沢総理への提案と要請

先の通常国会の終盤以来、強く申し入れてきた党首会談の実現が今まで持ち越されてきたのは遺憾であり、内外の重要課題への的確な対処を国民の合意のもとに進めるためには、常に与野党間で忌憚のない意見交換が行われ、互いの主張するところについて真摯に耳を傾ける必要があると考える。

党首会談の実現に当たって、宮沢内閣総理大臣、自由民主党総裁は、次の事項について賛明な判断と政治決断を下し、わが国の進路を誤まぬよう善処を求める。

一、解散・総選挙の実施について

先の通常国会における政府PKO法案の強引な手段による成立は、わが国の議会制民主主義の根幹を揺るがし、国民の政治と国会に対する不信の増大を招いたと言わざるを得ない。しかし、宮沢総理が信するところに基づき所信を貰ったとするなら、一四一名の衆議院議員が国民の負託の重みを噛み締めつつ憲法第九九条に定める議員の「憲法の尊重擁護義務」にかかる問題として辞職願を提出したことを重く受け止めるとともに、PKO法がわが国の進路を決定する性格を持ち、国論を二分している重要な問題であることに鑑み、速やかに解散・総選挙を実施し、国民に信を問うべきである。

二、政局の重要な課題について

(一) PKO法の運用とカンボジア支援について

PKO法は成立したが、現実のものとして国論は二分したままであり、自衛隊の海外派遣については国民の間にも近隣諸国でも危惧する声が大きいことを直視すべきである。国際貢献は国民の支持のもとに進めることができが基本的要件であり、野党第一党であるわが党がPKOへの参加・協力について積極的に推進する立場から再三にわたり具体的かつ建設的な提案を行ってきたことも周知の通りである。

従つて自衛隊の海外派遣については当分の間これを実施せず、国民の合意が得られている非軍事・民生・文民による参加と貢献を進めながら、宮沢総理自信も示唆している自衛隊とは別組織による人的貢献態勢の確立を図るべきである。
カンボジアの和平・復興支援については、カンボジア国民の自主・自立性を基本とする財政的・物的・技術的貢献を速やかに実

施するとともに、「国連平和維持隊への参加五原則」すら遵守される条件が整備されていない現実を冷静に見つめ、自衛隊派遣やそれを前提とした調査団の派遣はとり止め、警察官・選舉監視要員・行政職員・技術者等の派遣を速やかに行うべきである。

(二) 政治改革・定数是正について

通常国会においてPKO法案の成立が優先され、国民の目に見える形で政治腐敗防止策が確立されなかつたことは極めて遺憾である。宮沢総理は国民の批判に真摯に応え、政治資金の規正強化等について決断すべきであり、また報道や国会で疑惑を指摘されている具体的問題についても進んで解明に努力すべきである。

同時に、先の通常国会における異常な議会運営は民主政治そのものが問われるゆゆしき問題であるとの認識に立つべきである。

従つて政治改革の重要な柱として国会改革を位置付け、国民の代表であり國權の最高機關である立法府の権威の回復と機能の充実を着実に推進し、国民の政治への信頼醸成を図るべきである。

また併せて地方分権を推進し、自治の拡大による身近で参加できる政治と行政の再確立を図るべきである。

違憲の状態にある衆議院の定数問題については、国会決議を踏まえ、その是正を最優先課題として処理すべきであり、わが党は宮沢総理の政治決断とこれに基づく提案があれば真剣に受け止めて検討する用意がある。

(三) 来年度予算と今年度補正予算問題について

日本経済は重要な岐路に立っており、国際協調を基調として経済構造の転換を図りつつ、的確な景気対策を進めることが求められている。そのためにはバブル経済の再来を防止しながら、労働時間短縮、教育改革、環境対策、高齢社会対応、農政転換などを推進する必要がある。

従つて来年度予算においては、第一には、世界とアジアにおける

る軍縮と協調を推進するためにも防衛費についてはこれを聖域とせず、三・六%増とされている概算要求基準を撤回し、国民にわかりやすい形で削減するとともに、防衛計画の大綱は速やかに抜本的に縮小見直しを行い、中期防の大幅な圧縮、自衛隊の定員削減等を実施するべきである。第一に、高齢者、環境、教育等については特別枠を設け抜本的な充実を図るとともに、生活関連公共事業等については従来の縦割り、繩張り主義を廃し、住宅・下水道・公園等に重点配分すべきである。とくに人間尊重を基調として均衡ある成長を遂げる調和型社会の形成を経済構造転換の基本とし、環境対策をその根幹政策と位置付け、地球規模の環境保全の推進を図るべきである。第二に、国民の可処分所得の向上と個人消費の拡大をめざし、年金等の充実とともに、適切な規模の所得減税を実施すべきである。第四に、地域格差是正と地域の振興のために、地方財政計画の充実を図り、権限移譲と併せて補助金の一般財源化、地方単独事業の拡大を図るべきである。

以上の基調を踏まえて、今年度補正予算については参議院選挙後のできる限り早い時期に、諸般の条件を整え、的確な規模の公共事業の拡大、来年度以降に引き継がれる減税の実施などを行うべきである。また、こどもの権利に関する条約、バーゼル条約関連法、独占禁止法改正については、PKO法案の犠牲としたことを猛省すべきである。

三、ミュンヘン・サミットについて

(一) 軍縮の推進について

今回のサミットにおいては、「新しい世界的協力関係の構築」がテーマとされるが、わが国が強く主張すべきは核・通常戦力両面の軍縮の推進である。軍縮については、わが国の来年度以降の防衛関係費の具体的な削減案と計画的な軍縮案を提示し、各国に

同調を求めるとともに、外国軍隊の駐留の縮小・徹底を大胆に提唱すべきである。

また核の拡散防止と検査問題については、その実効ある強化を図るとともに、アメリカ・旧ソ連各國等を中心としたさらに踏み込んだ核廃棄の要請、科学者、技術者等への代替研究支援・原発安全管理等への職業転換・研修などについて各国の協力を提唱するべきである。

(二) CIS等への支援・経済課題について

北方領土返還に対し理解と協力を求めるることは当然のこととして、政經不可分の原則に拘泥せず独立国家共同体・旧東欧諸国に対する積極的な財政的支援策を提示するとともに、COCOM規制を大幅に緩和し、貿易・技術協力等についても具体的な合意の形成を図るべきである。

また南北格差是正・発展途上国の中立性を展望したODA政策の強化、カンボジアの和平・復興支援等について提案すべきである。

国際的にバブル経済、資源多消費型経済構造からの脱却を提倡するとともに、わが国の内需振興、労働時間短縮等による貿易黒字の是正、財政赤字国の改善努力等について提唱すべきである。

(三) 国連改革について

国連の機能強化については、国連自体の主権在民原則の確立、難民対策を含む人権保障、地域紛争の事前防止、情報・文化対策、環境保全、NGO活動の促進、総会・事務総長権限等の強化、安保理理事会の改組と常任理事国の中立権見直しなどについて積極的に提案すべきである。

PKO問題については、わが国憲法の平和原則への理解・尊重を求めるとともに、いわゆる「ガリ提案」については武力不行使原則等にのっとり慎重に対処すべきである。

(四) 地球規模の環境保全について

「アジェンダ21」をはじめとして、地域温暖化防止条約、生物多様性条約など先般開催された地域環境サミットの合意事項について、わが国として率先して実践することを表明するとともに、わが年の年來の主張である「地球環境基金」の創設と拠出、ODAにおける環境保護助成強化等について積極的な提案と実施を図るべきである。

一九九二年六月二六日

以上

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

内閣総理大臣
自由民主党総裁

宮沢喜一 殿

一九九二・七・二（大阪）

活力ある中小企業の
発展をめざして

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

一 公共事業における地場中小事業者の受注機会拡大
補正予算・来年度予算を通じて国民生活に密着した公共投資を拡大するとともに、その発注に当たっては、官公需法の趣旨を踏まえ、入札方式の改善等により地場の中小事業者が受注できるように十分配慮する。

①これまでの公共投資はナショナルプロジェクトを重点とした大規模な公共事業を中心とするものであったが、本来、公共投資は、地方自治体が行う地域住民の生活に密着した社会資本の整備に重点的に配分すべきである。そのことによって、地域の中小企業が単独で受注可能な規模の工事量を確保するとともに、技術公募型の入札制度を活用するなど中小企業の創意工夫を育てていく施策をとるべきである。②また、公共事業については、元請企業と下情けとなる専門事業者との関係が対等な関係になつてゐるかどうか非常に重要である。発注機関は、仕様書や施工基準の明確化を図り積算基準を統一するなど、応札者の見積がしやすいようにすべきである。

ここ数年来のバブル経済が崩壊し、日本経済は急速に減速している。この中で、とりわけ事業所数で九九%以上を占める中小企業において

そのうえで、元請が入札する際には積算について専門工事業者と協議させ、その結果を発注機関が審査するなど、公共事業の受注が下情け企業にとって不利なものにならないような入札制度を検討すべきである。

二 省力化・省エネ投資減税の大幅な拡大

週四〇時間労働への移行と年間総労働時間一八〇〇時間の達成に向けた労働時間短縮の推進のためには、とりわけ中小企業における省力化のための設備投資を促進・支援する必要がある。また、地球温暖化防止計画の目標達成に向け、省エネ法の改正・強化も検討されていることから、省エネ設備投資の促進も重要な課題となってい。このため、特に中小企業に力点をおいて省力化・省エネ投資減税を二年間で五千億円程度拡大する。

三 中小企業共同社宅の建設促進と年金格差の是正

昨年、中小企業労働力確保法が制定されたが、昨今の労働力不足は景気後退局面にある現在も、特に中小企業にとってはなお深刻な状況にあり、時短とあわせて福利厚生・年金格差等も含めた労働条件の改善・格差是正についてさらに制度面からの整備が必要である。このため、厚生年金積立金の自主運用分等の公的資金による中小企業向け共同社宅の建設については金利の優遇措置をさらに強化するとともに、中小企業における企業年金の普及を促進するために、中小企業退職金共済制度とリンクした「中小企業企業年金基金制度」(仮称)を設けることを検討する。

四 中小企業基本法の改正、中小企業省の設置

中長期の課題として、中小企業基本法等における中小企業者の範囲を改正し、中堅企業・小規模企業・個人事業に細分化したきめ細

かい金融・税制等の政策を実施するとともに、通産省から独立した中小企業省の設置をめざす。

一九九二・七・四（於鳥取）

国連改革と日本の貢献

日本社会党中央執行委員長

田辺誠

※※※※※※※※※※
一、世界第二位の経済力をもつに至った国家として、日本が国際社会において應分の貢献を果たすことは当然であるが、PKO法案論議や自民党「小沢調査会」報告が示すように、政府・自民党はそのような日本の国際貢献のあり方を、軍事的側面に矮小化している。また、国連中心主義を名目にして、米国に恭順な姿勢で国連平和維持活動や国連の活動を受け入れ、国連のもつ限界性に目をふさいでいる。わが国が求めるべき国連中心主義とは、国連が冷戦後の時代において新しい国際秩序を形成する中軸的な役割を果たすことのできる組織への改革をめざし、リーダーシップを發揮することでなければならない。

一、先の日米首脳会談において、宮沢首相はブッシュ大統領に対して、「日本は安全保障理事会の常任理事国になる資格がある」と発言したが、これは日本の戦争責任を自覚しない思い上がりの発言といわざるをえない。現在の国連憲章に基づいて、常任理事国が平和の回復のために軍事力を行使する面で特別な義務を負うことになっていることや、現在の安全保障理事会のあり方にに対する加盟諸国の批判が強いことを考えれば、日本は自ら安保理常任理事国のイスを求めるのではなく、

拒否権の見直し、安保理のメンバー構成の再編、国連総会の権限拡大など、現行の安保理体制の改革のイニシアチブをとるべきである。

一、このほど発表された国連の平和活動に関するガリ事務総長報告書では、平和強制のための待機部隊の設置などの提言が行われ、一方で国連常備軍の創設などの構想も出されている。しかし、このような考え方方は各国の大規模縮減と結びつかない限り、また紛争要因の除去そのための多面的活動が十分に行われない限り、紛争を抑止するというより紛争を拡大する危険性をはらんでいる。日本は、国連が予防外交、平和創造活動、平和維持活動、平和建設活動などの総合的な平和活動とともに、核・通常兵器の地球規模の削減を推進することで、平和の強制者ではなく平和の調整者としての役割を果たすことができるよう、国連加盟国に働きかけていくべきである。

一、これまで国連活動のさまざまな分野に関して、パルメ委員会（軍縮問題）、プラント委員会（開発問題）、ブルントラント委員会（環境問題）、ニエレレ委員会（南南協力問題）など、各国見識者を集め、国連から独立し加盟国の狭い利害から離れた立場で提言を行なう貴重な試みが積み重ねられてきた。こうした経験に学び、国連創設五十周年を迎える一九九五年から抜本的改革に踏み出せるように、国連改革に関する独立委員会を設置するため、日本は今秋の国連総会等で加盟各國に対し強く働きかけるべきである。わが党もまた、社会主義インターナショナルの加盟党と協力して、その実現に努力するとともに、冷戦後の国連のあり方について抜本的改革（別紙）を提起していく。

二十一世紀の国連をめざして

社会党シャドーキャビネット外交委員会

人類共通の努力によって国際平和を達成しようという試みは、世界戦争のたびごとになされてきた。最初は、第一次大戦後に国際連盟が誕生し、次に第二次大戦後、国際連合が結成された。そして、四十年余に及んだ「冷戦」が終幕した現在、第三の機会が訪れようとしている。国連憲章でうたわれた「一層大きな自由の中で社会的进步と生活水準の向上を促進する」展望が開かれつつあり、そのような冷戦後の新時代の形成において、国連はその中軸となる可能性を備えている。地域紛争解決に向け、国連PKOが急増していることはその証である。しかし一方で、湾岸戦争の勃発は国際調停機関としての国連の限界性を示した。国連にとって、今日の時代は危機でもあり、チャンスでもある。二十一世紀に向け、国連が第三世代の国際機関として再生するには、加盟国の狭い利害にとらわれず、国際社会の英知を集め、抜本的な改革を断行しなければならない。国連創設五十年目を迎える一九九五年から抜本的な国連改革を実行できるように、各国の見識者を集めた「国連改革に関する独立委員会」（仮称）を設置し、準備作業を始めるべきである。

一、国連改革の基本方向

(一) 平和強制機関から平和調整機関へ

米ソ対決の終結によって、「侵略者を国連加盟国の中団的行動によって鎮圧する」という国連がその結成当初に想定した中団的

安全保障の考え方が機能する可能性が生まれつたとして、国連憲章第七章に基づく平和の強制行動を重視する傾向が出てきているが、こうした軍事力への安易な依存は危険である。このほどガリ事務総長が発表した国連の平和活動に関する報告書で、平和強制のための待機部隊の設置などの提言が行われ、一方で国連常備軍の創設などの構想も出されているが、このような考え方は各國の大幅軍縮と結びつかない限り、また紛争要因の除去のための多面的活動が十分に行われない限り、危険性をはらんでいる。国連は、予防外交、平和創造活動、平和維持活動、平和建設活動などの総合的な平和活動とともに、核・通常兵器の地球規模の削減を推進することで、平和の強制者ではなく平和の調整者としての役割を果たすべきである。

(二) 「安保問題」偏重から「地球規模の諸問題」重視へ

国連憲章は、再び戦争の惨禍を避けるため、平和と安全の維持をもって一義的な目的とし、このため安全保障理事会、とくにその常任理事国に特別の地位と権限を与えていた。しかし、今日、地球規模の相互依存関係の深化にともない、国連の役割は人権、開発、環境などへと拡大している。平和維持が今後とも国連の主目的であることに変わりはないが、同時に人権、開発、環境、平和の各分野においてバランスのとれた成果をあげること、すなわち人類の積極的な福祉向上に向かって行動することが求められている。この目的のために、国連は平和問題を主要に討議する安全保障理事会に加えて、開発、人権、環境の問題を扱う理事会を設置し、それぞれ対等の立場に立つ複数の安全保障理事会をつくるべきである。

(三) 「国家」優先から「民衆」優先へ

今日の国際社会においては、国家はもはや唯一のプレイヤーではない。国連環境開発会議（UNCED）で一層明らかになったよ

(四) 「大国」重視から「中小国」尊重へ

一九七〇年代には開発途上国の方の増大にともない、これに反発する先進諸国の国連離れが目立ったが、冷戦の終結により大国間の協調が強まりつつある中で、今後「国連の大国支配」に反対して途上国を中心とした中小国が国連から離れていく危険性を否定できない。安保理常任理事国にだけ大きな権限を与えていた現在の国連の仕組みは、第二次大戦直後の連合国体制を引きずるものであり、今日の情勢にそぐわないのは当然である。拒否権の見直し、安保理のメンバー構成の再編、国連総会の権限の拡大などが必要である。

(五) 地域組織の強化から地域組織との連携へ

七〇年代から八〇年代にかけて、地域レベルで安全保障や経済協力を目的とするさまざまな取り決めが作られてきた。たとえば、ヨーロッパにおいては全欧安保協力会議（CSCCE）が域内の信頼醸成や危機管理に重要な役割を演じており、またアジアでは東

南アジア諸国連合（ASEAN）が域内の経済発展と政治的安定に貢献してきている。そもそも、国連憲章には地域的取り決め（第八章）が規定されており、国連とこれら地域組織との連携が想定されている。今後、こうした地域組織の強化・拡大は国連本体を補完する存在として必要とされており、とくにアジア太平洋においてはアジア太平洋経済社会理事会（ESCAP）の機能強化をはかりつつ、地域的な共同体を作り出していくことが求められる。

二、国連改革の具体的提言

(一) 安全保障理事会の機能・構成の見直し

常任理事国の拒否権の廃止を展望しつつ、拒否権行使の制限を定めるとともに、地域代表性を基本にした理事会構成に再編する。また、日本は現状においては常任理事国入りを自ら求めることがなく、国連改革に全力をあげるべきである。

(二) 平和、人権、開発、環境に関する四つの安全保障理事会の設置

平和問題偏重の現在の安保理体制を改め、人権、開発、環境の三分野についても安全保障理事会を設け、国連がグローバルな諸問題に総合的に対応できるようとする。

(三) 平和のための活動強化

国連平和維持活動に対する需要の高まりにこたえ、平和維持をさらに幅広い概念でとらえ、その活動範囲を拡大する。国連の平和のための活動を、予防外交、平和創造活動、平和維持活動、平和建設活動の四つに分類し、それぞれをリンクさせながら機動的に紛争に対応できるようにするとともに、平和強制活動とは異なる平和調整活動を国連憲章の中に明確に位置づける。

(四) 「平和の配当」の制度化

先進諸国が軍事費を削減し、その一部を開発援助にすることを誓約するとともに、途上国は軍事費縮小を約束する。核保有国優遇との批判の強い核拡散防止条約を再編強化し、核保有国の軍縮の促進、核拡散の防止の強化をはかる。通常兵器の国際移転の登録制度の成果に基づき、今後武器貿易の制限をめざす。

(五) 事務総長の権限強化

地域紛争の勃発を早期に抑止するために、事務総長が総会および安保理と連携しながら、迅速に調査団の派遣など調停活動に乗じさせるようするとともに、事務総長が国際司法裁判所に勧告的意見を求められるようにする。また、事務総長の調査能力を強化するために、独自の偵察衛星を利用することも検討する。

(六) 国際司法裁判所の機能強化

総会および安保理がいかなる法律問題についても国際司法裁判所に勧告的意見を求めることができるることを定めた国連憲章第十九十七条を積極的に活用するとともに、憲章に規定されてある通り、国連加盟国、とくに安保理常任理事国は同裁判所の判決に従うことと約束する。

(七) 地域組織の設置促進

「地方的紛争の平和的解決の発達を奨励」することを定めた国連憲章に基づき、全欧安保協力会議や米州機構、アフリカ統一機構、アラブ連盟、東南アジア諸国連合などの現存の地域組織の強化をはかるとともに、とくにアジア太平洋地域においては、ESCAPの機能強化をめざしつつ、地域的共同体の形成を追求する。

(八) 国連平和保障基金の設置

ガリ事務総長の報告書には、十億ドル程度の平和維持活動基金の設置が提案されているが、この提案を参考にしながら相当規模の国連平和保障基金を設置する。

(九) 国連分担金支払いの迅速化、制度の改革

憲章に規定されている通り、分担金の未払いがひどい加盟国に對して投票権の制限を行う。また未払金に対し利子を課すことを検討する。

(十一) 敵国条項の削除

憲章に含まれている敵国は、現実には意味を有していないが、日独伊三国が今日の国連において果たしている役割を考えるならば、削除されるべきである。同時に、日本として、アジア諸国との眞の和解と国際平和の維持のための具体的貢献を行う。

(十二) 国連総会の権限拡大

憲章に基づき、総会が国際平和の諸問題に関して安保理に勧告し、もしくは注意を促すことのできる権限を具体化するとともに、安保理からの報告の受理を通じて、安保理に対するチェック機能を強化する。

(十三) NGOの参加促進

現在、NGOがもつてゐる経済社会理事会の諮問資格を総会および安保理に拡大するなど、国連全体の中でNGOの参加と役割を積極的に位置づける。現在、人権問題に関して、個人に対して一部認められている「通報制度」をさらに拡大する。

(十四) 国連改革に関する独立委員会の設置

バルメ委員会、ブラント委員会、二エレ委員会の経験に学び、抜本的な国連機構の改革について、同様の独立委員会を設置し、狭い国益から離れた立場からの提言をまとめ。この提言を受けて、国連創設五十周年を迎える一九九五年から抜本的改革に乗り出す。

東北アジア 地域協力と日本

冷戦終焉と経済発展をめざして

蛇名保彦

A5判上製/183頁
定価3300円

東京都文京区本郷一十三丁四（定価はすべて税込み）
103-381-8635
振替東京02-2450-5

明石書店

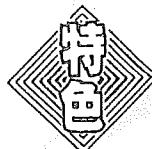


【主な内容】
第一部 東北アジア 地域協力の意義と課題
なぜ東北アジアが「東北アジア」と「地域統合」の可能性
第二部 「東北アジア」と「地域統合」の課題
第三部 世界経済の再編成
世界経済の再編成と東アジア
世界経済の再編成と国際経済システムの不安定性／東アジア
アセアンの台頭と課題
海外直接投資の類型化と問題点

冷戦体制が終わり、アメリカの経済的地位が低下する中、世界経済は大きな再編過程にある。最も成長力に富むと同時に冷戦構造のしこりをも残す東北アジア（韓国・北朝鮮・中国東北地域・シベリア等）の地域協力の重要性を説き明かす労作。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼社会党の主要政策を網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年
一日の総選挙までの、社会党が提起
した主要な政策、法案を網羅四百數十
点を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分に整理し、
解説を付した。

▼日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から講和論争、安保国会、沖縄国会、公害国会、反
インフレ国会など、社会党が政府自民党と対決した政策の資料
集は、そのまま戦後政治史にとっての貴重な資料集でもある。

▼政策形成の実績からみた日本社会党史

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、
中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきた。本
書は政策活動面からの社会党史である。

■監修

多賀谷真穂 北山 愛郎
堀 昌雄 武藤 山治
鳴崎 譲

▼連合政権を展望する21世紀への問題提起
戦後政治の転換期を迎えた今日、消費税廃止法案、政治倫理
法案、土地基本法案等の四党共同提案や、土井提言をはじめ第
三五回総選挙政策は、運営「政権をめざし」、新しい時代を切り開
くための問題提起である。

「日本社会党政策資料集成」目次

第一部 結党から再統一の時代
(一九四五年から一九五〇年代)

第二部 高度成長の時代
(一九六〇年代)
第三部 保・革伯仲時代
(一九七〇年代)

第四部 八十年代・連合の時代へ
(一九八〇年～一九八八年)
第五部 連合政権をめざして
(一九八九年～一九九〇年)

（資料）歴代委員長・書記長・政審会長一覧

日本社会党政策審議会
政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

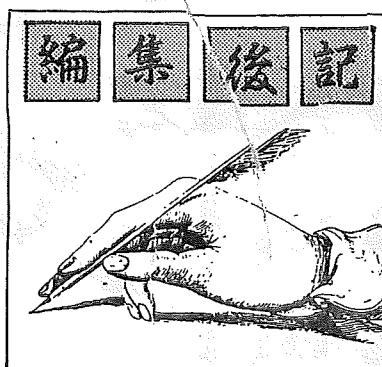
体裁・B5判 上製 化粧函入1400頁
定価・28,000円（税込・送料別）

◆ハンディキャップを持つ方が、日常の暮らしや社会参加していく上で、高度情報化やネットワーク化など、情報技術の成果をどうすれば活用できるのか——さる六月一〇日、東京・全電通会館でシンポジュームが開かれました。シャドーキャビネットの交通通信委員会と福祉労働委員会が主催した「ノーマライゼーション」にはやさしい情報化社会をつくるには約五〇名の障害者の方々をはじめ、三〇〇名が参加してくれました。特に、シャドーにふさわしく、郵政、運輸、厚生、労働、などの省庁やNTT、KDD、NHKからの参加は、これまでもあまり見られなかつた光景です。

◆シンポジュームは、コーディネーターの高野孟さん（ジャーナリスト）、パネリストの川上博久さん（大阪府立身体障害者福祉センター技官）、芹沢茂登子さん（ダイヤル・サービス株式会社のエグゼクティブアドバイザー）、岩淵紀雄さん（ベターコミュニケーション研究会事務局長）の間で熱心な意見が交わされました。

◆この中から提起された幾つかを紹介します。

「日常生活用具としてのFAXの給付基準が



東京・全電通会館でシンポジュームが開かれました。シャドーキャビネットの交通通信委員会と福祉労働委員会が主催した「ノーマライゼーション」にはやさしい情報化社会をつくるには約五〇名の障害者の方々をはじめ、三〇〇名が参加してくれました。特に、シャドーにふさわしく、郵政、運輸、厚生、労働、などの省庁やNTT、KDD、NHKからの参加は、これまであまり見られなかつた光景です。

厳しきすぎる」「文字放送（字幕放送）の時間が短すぎる」「視覚障害者の認定基準の緩和を」「日本では四〇デシベル。これを基準にすると米国では四〇デシベル。これを基準にすると六〇〇万人に」「高齢者や障害者の方に使いやすい道具」「情報通信機器」「の開発が、ノーマライゼーションのキーポイント」「効率、ハイテクを追い求めるところから、人間との接点が置き去りにされている

●自動券売機・自動改札で障害者は一々駅員に」「米国のような障害者法の制定を」「——など、数多くの政策課題が提起されました。

◆シャドーキャビネットの武部文・交通通信委員長と川俣健二郎・厚生労働委員長は、ノーマライゼーションの社会づくりのため、こ

の日提起された課題を、早速、九三年度予算編成に活かしていくとともに、政策・立法作業に取り組み、参議院選挙後ただちに具体化を急ぐことにしています。

◆なお、この席で、田辺委員長からシャドーが刊行した聴覚障害者用FAX番号帳『伝心』七〇〇〇部が、東京視覚障害者連盟や東京都中途失聴・難視聴者協会、全国視覚障害者連絡会議の代表の方々に進呈されました。（は）

政策資料編集委員会

委員長 早川勝
編集委員 小野信一
佐藤三吾
元信堯
渡辺寛

石田武
浜谷惇
河野道夫
原野人
菅野久光

佐間田勝美
篠崎年子
川那辺博

温井穂山
佐藤三吾
篠崎年子
川那辺博

石田好数

定価 一部 三〇〇円	年間購読料 四二〇〇円（前納）。
郵便振替 東京8-180821	又は
大和銀行 衆議院支店	
普通 203888	

「政策資料」購読料のお知らせ

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYŌ

August 1992

No. 311

<Foreword>

HAYAKAWA Masaru,
Chairman of Policy-making Board

<Special Features>

- I. On PKO Bill including Questions & Answers
- II. On Urban Planning Bill

<Documents>

- I. On Shadow Cabinet
 - Human Rights Forum
 - Statement on the report of the Subcommission on Decentralization
 - Statement on the Policy Directions on Food, Agriculture and Farming
 - Policy proposals on Draft Budget Estimate of Fiscal Year of 1993
- II. Others
 - Summary of the Product Liability Bill
 - Policy proposals to activate small business (at Osaka, by Chairman)
 - The UN reform and Japan's role (at Tottori, by Chairman)

政策資料 8月号

編集人 政策資料編集委員会
発行人 早川 勝
発行 日本社会党政策審議会
〒100 東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館
電話 03(3581)5111 内線3886~7
FAX 03(3502)5857

定価300円 (送料51円)

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857